

10・31「不敬罪」判決弾劾し  
反天皇・沖縄解放にむけ進撃しよう

発行にあたって … 1

第1章 7・17開争受けつぎ、5・18非合法攻撃、10・31控訴棄却と対決せよ … 2

第2章 福岡高裁那覇支部門馬の実刑＝「不敬罪」判決許さず、ひめゆり・白銀開争の永続的・革命的発展かちとれ … 8

第3章 沖縄解放闘争勝利へ向けた沖縄「本土」を貫く単一の沖縄同建設の現代的意義 … 15

ひめゆり—白銀控訴判決文 … 22

2・11紀元節粉碎集会へよせられたアピール … 25

3・11琉球処分百年弾劾ノ 天皇制・天皇制イデオロギー攻撃粉碎ノ 関東大集会 … 29

10・31姫百合—白銀高裁判決に対する抗議声明 … 31

関東「7・17皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇決死糾弾闘争」を支持する会

## 支持する会ニユース3号発行にあたって

全ての反天皇制闘争を闘かつておられる労働者、学生、市民の皆さん。とりわけ在「本土」沖繩人の皆さん。

昨年（七七年）度の「本土」―沖繩を貫く日帝足下の階級闘争は、まさに日本帝国主義の朝鮮侵略反革命（戦争）を粉碎し、沖繩プロと「本土」プロの団結でもって沖繩解放闘争に勝利し得るか否かを巡る分水嶺としてあつた。

三月三十日、七・一七姫百合―白銀四戦士に対して打ちおろされた反革命判決を突破口に、日帝―国家権力は、ブルジョア合法性さえかたぐりすてた反革命非法攻撃を、天皇制（イデ）を尖兵に成してきた事を我々は一瞬も忘れてはならない。

そのひとつに、三・三〇有罪長期実刑判決をもって反天皇制闘争を闘う諸階級層人民に対する先制的報復攻撃としての内実を多いに含ませながら、「天皇制問題―思想の自由」として社会排外主義者を育成している。

ふたつめに、「国歌―君ケ代」制定及び「元号制」の法制化策動をもつて、国内統治形態の一層の強化を天皇制の唯一の支柱である警察―官僚―自衛隊（帝軍）の暴力的強化でもつてなしている。

みつつめに、戦犯天皇ヒロヒトの反動的八・二三宣言―この中でヒ

ロヒトがうたいあげた特徴的な事は、「天皇の果す任務は戦前―戦後なんのかわりもない」事であり、現代過渡期世界に於ける帝国主義の最終的危機の時代にあつて、それを乗り切らんが為侵略反革命戦争の最先頭にヒロヒト自らが立つ事を宣言しているのである。

第四に、第二審公判において実質二十五分と言う超スピード控訴棄却判決を打ちおろしてきた事である。この事は最近の「弁護士抜きの裁判」策動の先取り攻撃であり、沖解同を先頭にして闘いとられた七・一七反天皇―沖繩解放闘争の全国的高揚を封殺せんとする攻撃であり、更には沖繩を天皇制（イデ）の下で侵略反革命前線基地の島として打ち固めんとするものである事を見ればおかげにならない。

第五に、この三・三〇、一〇・三一長期実刑判決が、五・六三里塚鉄塔破壊を頂点に五・一八沖繩公用地法延長、八・九狭山上告棄却と打ちおろされた攻撃を背景にしてこそあつた事である。

とりわけ五月一五日からの自衛隊―米軍による四日間にわたる基地の不法占拠、五月一五日中央大集会への反戦地主の結集に対する社共の敵対と包囲に見られる如く、日帝―国家権力はその反革命非法攻撃を社共排外主義を駆使しつつ国家暴力装置の動員をもつて打ちおろしたのだ。我々は七・一七闘争の発展が、この五・一八反革命非法攻

撃と断固対決しなければならぬ事を確認しなければならぬ。

かかる中で関東支持する会は、四・二九天皇誕生日粉砕ノ基地確保法粉砕ノ関東集会を、三里塚反対同盟・沖縄反戦地主との強固な連帯でもって勝ち取る事をはじめとして、諸闘争を獄中において不屈に闘う四戦士とともに担って来ました。

ここに関東支持する会ニュース3号の発行を、かかる七七年度の闘いの総括的意義をこめて、昨十二・二集会における基調を転載して、全国の反天皇闘争を闘う同志に送ってゆきたいと思ひます。

なかんずく本年は、一八七九年「琉球処分」百年目にあたり、沖縄が天皇制国家（日本（ヤマト））に強制的に統合され、天皇制（イデ）攻撃の下で沖縄人民が侵略反革命戦争に動員されてゆくと言う、我々にとつては、「沖縄戦」が「国体の護持」「天皇の延命」のための捨て石戦として成されたと言う事についてとらえかえさねばならない課題です。とりわけ日帝の沖縄差別抑圧軍事支配を弾劾し、朝鮮侵略反革命と対決する沖縄「本土」貫ぬいた沖縄解放闘争に勝利してゆく上でけつして不問にはできません。

又、本年（七八年）二・一一紀元節にあつては、政府のお墨つきで、生長の家等排外主義潮流による「紀元節奉祝」が画策されています。

関東支持する会では、今春期階級闘争の最先頭に立つて、獄中ひめゆり戦士知念・小林両同志を奪還し、「琉球処分」弾劾ノ、天皇沖縄上陸策動を粉砕し、七・一七闘争の発展をかけて闘かつていかんと思ひます。

全ての闘う仲間が支持する会に結集して来る事を訴え、支持する会ニュースを送ってゆきたいと思ひます。

一二月着工と打ち続く攻撃が物語るものこそ、その野望の暴力的展開であり、かかる中に、一〇・三一控訴棄却は準備された。

すべての同志の皆さん、我々の反撃は、この日帝の朝鮮侵略反革命と対決する事抜きにはありえない。これを内戦へ転化し、沖縄「本土」貫く沖縄解放闘争の前進を武装蜂起（プロ独）の大道へとおしあげねばならない。振り返ってみよう。七五年海洋博（皇太子沖縄上陸の野望は、大要次の二点であつた。第一に、七二年「返還」以降の軍事基地網の再編の中に、沖縄を「CTSと基地と」「買春」観光の島への大改造の一担の完成化であり、第二にその尖兵としての天皇制、天皇制イデオロギーの全面的登場であつた。

このことは、七五年四・三〇ベトナム解放として国際階級闘争に刻印されたアジア民族解放・社会主義勢力の前進が引き出した戦後ヤルタージュネーブ体制の最終的崩壊を巡る帝国主義支配体制の崩壊的危機の噴出と、現代過渡期世界が新たな段階に入った事を示していた。とりわけ、帝国主義間の市場・資源・領土を巡る強盗的抗争が、戦後支配体制の枠組みを失なつて歴史的激化の一途をたどつていくことに他ならない。その中で帝国主義は自己延命のために侵略反革命戦争遂行へと打つて出ると、その野望を民族解放（社会主義勢力の封じ込め、スターリン主義（社帝））攻撃一点におしはかつてきた。七五年九・三〇天皇訪米として唯一民族解放（社会主義勢力との対峙における米帝との侵略反革命同盟の再編を画策した日帝は、社帝の朝鮮南北クロス承認策動を通じた抱き込みを行ないつつ、朝鮮侵略反革命へ向けた独自の野望を貫ぬかんとしていた。何より、その政治的軍事的保障こそ沖縄基地の強化であつた。それは沖縄にあつては、皇太子護衛としての機動隊四〇〇〇名の上陸に鮮明なように、官僚警察機構の国家暴

## 第1章

- 7・17闘争受けつぎ、5・18非合法攻撃
- 10・31控訴棄却と対決せよ

はじめに

一〇・三一控訴棄却弾劾ノ、一二・二総決起集會に結集されたすべての闘う同志の皆さん、

一〇・三一（日帝）福岡高裁那覇支部は、七・一七姫百合（白銀闘争）に対する「控訴棄却」攻撃を打ちおろした。日帝の朝鮮侵略反革命（戦争）遂行の野望のもとにおし進められた第二審及びその判決は、この激動する「戦争と革命の時代」における反革命的位置を増々鮮明とした。この攻撃は、第一に三・三〇判決を踏襲しての七・一七闘争への階級的憎悪をむき出しにした報復裁判の遂行であり、第二に実質的な「天皇不敬罪」と、反天皇制闘争としての前進の封殺の上での長期実刑攻撃であり、第三に何より沖縄階級闘争の新たな前進の端緒を切り開いた、七・一七闘争を頂点とした沖縄解放同盟の破壊であり、それは、一〇・三一狭山闘争に判決公判を強行した事にも端的である。七五年七・一七以来二年余り、日帝国家権力は朝鮮侵略反革命にプロ人民を動員し、沖縄侵略反革命前線基地強化の下に統合する攻撃と結合し、着々とこの野望を進めてきた。五・六三里塚鉄塔破壊、八・九狭山上告棄却、何より五・一八公用地法五ヶ年延長、更にはCTS

力装置としての中央集権的再編が一挙的におしすすめられる過程であり、かたや、社帝（日共）の「皇太子の個人的来沖には反対しない」をもつた、我々への全面敵対、革マルの「反対はアナクロニズム」とする屈辱等の社会排外主義の育成をおし進める過程でもあつた。かなる官僚的警察的独裁支配の強化を、社会排外主義の育成を通じて中間連合政府に収約し、もつて侵略反革命戦争へとプロ人民を動員するその要こそ天皇制（イデ）攻撃であつた。皇太子の摩文仁（ケ丘）姫百合の塔への参拝こそは、「沖縄戦」におけるヒロヒトの戦争責任をインベイスし、「沖縄戦」の聖戦化と沖縄人二〇万戦没者を「英霊化」し、沖縄侵略反革命前線基地強化へと統合するものであつた。

かかる攻撃に立ちふさがり、沖縄「本土」プロ人民の進むべき大道を示したのもこそ、七・一七姫百合（白銀闘争）であつた。この闘いの歴史的意義は、第一に沖縄戦を原点として、七二年以降沸々と表面化した「反大和（反基地）反天皇」たる沖縄人意識に大担に依拠し、沖縄階級闘争の新たな再編の突破口を切り開いた事である。六〇年代以降の復帰協（県）労働協の破産を突き破り巨大な衝撃をそれは与えた。第二に「沖縄に行くべきでない」とする自決権派を粉砕し、沖縄「本土」貫く沖縄解放闘争として鮮明にした。第三に、一切の政治的地平を、社共（革マル）との分岐を通じて、沖縄解放同盟建設に結実させんとした。第四に、沖縄解放闘争において、沖縄侵略反革命前線基地強化（その要としての天皇制（イデ））との対決が断固としてかけられねばならないこと、として大要確認できる。

我々はさらにうちつづく闘いをにない、七・一七闘争の地平をうけつぎ、一・一七皇太子再上陸阻止、海洋博閉幕式粉砕闘争を準備した。一・一七皇太子再上陸は、米軍の核模擬爆弾投下訓練、実弾射撃が激

しくおこなわれている伊江島にその上陸地点を定めたように、七・一七攻撃の完成化としてうちおろされた。

我々は、伊江島の農漁民、海洋博に反対し皇太子日の丸歓迎を拒否した北部農漁民との連帯をかちとり、また伊江島定期船への乗船拒否などの戒厳体制下、この闘いを貫徹した。

この成果は第一に、七・一七闘争の継承発展は、「安保粉砕、日帝打倒、沖繩解放」の大道としてこそ発展させられるものであり、日帝の朝鮮侵略反革命のための沖繩侵略反革命前線基地強化と対決し、社共、革マルの「沖繩闘争終えん」論との分岐をつうじ、五〇年代土地闘争の革命的伝統を堅持する反戦反基地勢力との結合をかちとるものであることを鮮明にうち出した。その第二は、かかる沖繩解放闘争の主体が、「県」労協や復帰協それ自体の延長になく、沖繩解放同盟によるプロレタリアート、農漁民の領導であることを鮮明とした。

七・一七、一・一七以降、我々の闘いの正当性は敵の攻撃からすでに証明されている。沖繩においては、アキヒトが摩文仁ヶ丘へときつめた侵略反革命戦争への道を、昨年六・二三早朝には自衛隊が夜間行軍し、摩文仁ヶ丘を占拠したことにも鮮明であり、また昨年七・八安保協設置、この稼動としての八・一八板門店事件に際してのカデナ基地からの出撃と日米韓共同軍事行動にはつきりと見てとれる。

我々はこの日米帝の侵略反革命との対決においてアジア民族解放、社会主義との結合をかちとらねばなりません。それは七・一七闘争の継承をかけた、沖繩「本土」貫く沖繩解放闘争を、何より沖繩解放同盟の前進と結合し戦取していかなければなりません。

朝鮮侵略反革命と対決し沖繩侵略反革命前線基地を粉砕せよ！

全土を席卷している。今春、四・一九革命一七周年を前後してうちぬかれ、今秋へとつづく南朝鮮人民の決起。この南朝鮮の反独裁民主化闘争が、朝鮮労働党一共和国とともに南北祖国統一へむけて前進する時、それは必ずや民族解放一社会主義へとむかい、帝、社帝の十字砲火との対決へと進撃することはあまりに鮮明である。であるがゆえにこそ帝国主義者どもは、この戦後ヤルタ・ジュネーブ体制下最後の分断国家一朝鮮への侵略反革命(戦争)を無制限にすすめるをえない。帝国主義間の強盗的抗争の激化につき動かされる帝国主義は、最後の包囲封殺・社帝化の一点において世界支配再確立へとうごめく。「朝鮮南北クロス承認策動一南北分断固定化」の野望にそれは鮮明である。かかる中で日帝は独自の利害を追求せんと南朝鮮新植民地主義支配を足場に、アジア全域へとうつて出ると、八月福田 A S E A N 歴訪にのり出し、九月には実質上、日帝への韓国の政治忠誠をちかう儀式たる日韓定期閣僚会議開催を強行してきている。これらを裏づける日帝の軍事的武装強化の野望こそ、五・六三里塚鉄塔破壊、五・一八沖繩公用地法五ヶ年延長一地籍明確化法強行採決、八・九狭山上告棄却としてあらわれているのである。五・六から五・一八・八・九にいたる攻撃こそ日帝の朝鮮侵略反革命にむけた新たな攻撃の性格と野望をこのうえもなくあきらかにしていることを見ぬかねばならない。

とりわけ沖繩にあつての五・一八をめぐる激しい闘いの経験は、安保一沖繩解放闘争の領導のために鮮明にし、蓄積することに我々はあきらみであつてはならない。

第一に日帝ブルジョアジーは、プロ人民の憤激と闘いの成熟に対し、官僚的警察的独裁を支える暴力装置の肥大化と自立化をもつて、反革命命合法攻撃のもとにうち倒さんとした。公用地法期限切れの数日前

まず我々は、三月日米首脳会談をもつて、日米帝のアジア朝鮮侵略反革命は新たな段階に突入したことを見ておかねばならない。

三月日米共同声明こそは、戦後世界支配体制崩壊下での新たな日米関係を基礎とし、日帝が最終的に独力で延命の道をきりひらく切断をせまられるとともに、この道を踏み出したことを明文化したものであつた。

それは、日米の同盟関係が帝国主義にとつて「主要な経済問題」「世界・極東の平和と安定」の帰すうを握るカギであるとうたいあげ、日米安保の堅持、日米防衛分担を要し「朝鮮半島条項」をうち出した。しかしこの間の帝国主義間の「経済戦争」の激化や、一連の国際会議のあいつく破産にあきらかなごとく、暫定的合意は常に白紙にもどされ、むき出しの対立はおしとどめようもなく燃えひろがつてゆくのである。

かかる中で日帝一福田は、軍備増強、韓国「経済援助」の拡大、A S E A N 諸国へのテコ入れを盟約するとともに、独自の利害と、延命の危機への焦燥感をこめて「朝鮮半島条項」をうち出したのである。本年よりスタートした韓国第四次五ヶ年経済計画とむすびつき巨額を投資する K I D C 構想、また韓国第二次自主国防五ヶ年計画の要たる韓国軍事産業への官民一体の投資など南朝鮮への日帝の進出は現在南朝鮮への日帝の進出は、現在、南朝鮮新植民地主義支配の新たな段階へとくみこまれつつある。朴政権の「カーター政権が在韓米軍撤退の決意をかためている以上ひきとめない」なる強硬発言は、すでに日帝が軍事的にも朴独裁を全面擁立する帝国主義として朝鮮人民の前に登場したことを示す歴史的発言である。

この日帝の朝鮮侵略反革命と対峙する朝鮮人民の闘いはいまや朝鮮

からの機動隊による戒厳令体制一スクランブル体制、また防衛施設局による反戦地主の思想調査、村八分あるいは「公用地法違憲訴訟共闘会議」の仮処分申請に対するナハ地裁の黙殺などに見られるように、帝国主義の延命の生命線たる基地に手をかけんとする先進的部分への暴力的封殺と、官僚機構をも動員しての組織破壊攻撃がむき出しにされた。

我々はこの右翼日和見主義流に「法をふみにじった」という泣きごとや、弱々しい抗議ですますわけにはいかない。朝鮮侵略反革命一その生命線に立ちあはだかる我々の団結の破壊という政治的性格において、そしてそれを遂行する軍事的側面において、我々は帝国主義国家権力の暴力的打倒とプロレタリア独裁権力の樹立を、沖繩「本土」貫ぬいて実現すべきためにこそ鮮明にされなければならない。第二に、五・一八攻撃は、社帝、社会排外主義と、右翼日和見主義を完全にとり込み、急進民主主義さえもその補完物化させ、中間連合政府攻撃のもとに収約せんとしたのである。社帝一日本共は、「安保廃棄」の旗さえおろし「地籍明確化こそ重要」との怒号が現実には反戦地主会に対する武装解除と敵対(五・一五中央集会への結集への敵対を見よ)に行きつくものである事を全面暴露した。又「地籍明確化のため」に開発庁の強化を「と現実のブルジョア独裁に手を触れるどころか、その改良一「よりましな政府」へと収約せんとしているのである。

右翼日和見主義四トロにあつては、「基地確保法一差別立法」と唱え、この闘いが民族解放一社会主義勢力との結合でもなく、ただただ沖繩自治の拡大と基地の「不法占拠」に対する不法性を言うのみであり、この解決が五・一八の片棒をかついだ「社共への投票」だと言うのである。

これら、社共・四トロが、防衛庁の「見解」に見られる「合憲、違憲」論議へと現実からめとられ、「現行憲法を正しく守る」「よりのましな政府」の願望へとプロ人民を引き入れんとするのは明らかである。

第三に、日帝の侵略軍としての自衛隊の本質である。在沖自衛隊軍用地に土地収用法を全国に先がけて適用せんとした基地確保新法を見てもなく、自衛隊西部方面隊の強化を背景に、五・一八の過程で米軍同様のスクランブル体制にはつきりと見てとれる。第四に、沖繩解放闘争のもとに領導されるべき主体としての反戦地主の登場である。

六〇年代後半復帰運動の破算が明らかとなる中、その突破を萌芽的に示さんとした「反戦復帰運動」以来、五〇年代土地闘争の革命的伝統を受け継ぎその発展を駆け決起した反戦地主の登場は、沖繩解放闘争の前進が必ずや彼等との結合を沖繩解放同盟の領導のもとになさなければならない事を不可避に浮びあがらせるものである。

この反戦地主を先頭とする沖繩人民の、沖繩基地を「不法占拠」と追いつめた今春五・一八を巡る闘い、及び権力の攻撃は、南朝鮮人民と連帯し朝鮮侵略反革命戦争を阻止する沖繩解放闘争の、そして沖繩「本土」貫ぬく革命的プロレタリアートの任務の中に断固として刻印されなければならない。

五・一八以降も沖繩侵略反革命前線基地永久固定化攻撃は更に容れなく進められている。

攻撃の第一は基地関連施設の強化である。昨年以來、社会排外主義者屋良一平良が公然と日帝の意を代表し竣工認可を強行したCTSII軍事燃料基地は、一〇・一二沖繩石油基地KKの一二月CTS着工表明

第三に、沖繩プロ人民の侵略反革命戦争への動員にむけた天皇制（イデ）攻撃である。何より姫百合一白銀闘争に対する三・三〇判決一〇・三一控訴棄却を頂点として押し進められており、六・二三「日の丸」慰霊祭へのヒロヒトの「献花」に端的な如く、また天皇沖繩上陸への野望を捨てるところか虎視眈々と狙っていることを物語るものである。又それは、一〇・二五「終戦三三回忌戦没者等追悼式」が海洋博の黒幕一笹川良一の日本傷夷軍人会主催で沖繩で開かれたように、プロ人民の排外主義的統合と一体である。

かかる沖繩侵略反革命前線基地強化へと統合される攻撃は、急進民主主義II中核の言うように「基地確保法II日帝の五年の回り道」などではけつしてなく、七二「返還」一七五海洋博、皇太子上陸を通じて着々と進められてきたものである。アキヒトが敷きつめた摩文仁ヶ丘への朝鮮侵略反革命戦争の道を、自衛隊が深夜行軍し今年にあっては六・一九福田、六・二三開発庁長官藤田が参拝した事を見るだけでもそれは十分明らかではないか。

今春五・一八を巡る闘いは、七・一七闘争の発展が新たな段階へと進められるべき事を明らかとした。朝鮮人民と連帯し、朝鮮侵略反革命一沖繩侵略反革命前線基地を粉砕せよ、暴力支配の今日的形態たる中間連合政府打ち砕き、沖繩「本土」貫く沖繩解放闘争の前進を

沖繩解放同盟と結合し、「一〇・三一」反撃へ！

我が沖繩解放闘争の飛躍をかけ、一〇・三一控訴棄却への反撃を組織する事は、不可避に、社帝、右翼日和見主義との闘いが決定的に強められねばならぬ。

に到り本格的な攻防の段階へと入った。「金武湾のCTSは米軍基地」と言う広大な後背地を持つている。この意味でのCTSは「第二の軍事基地と言えます」と金武湾守る会が正しく指摘したように、軍事燃料基地としての本質はますます明らかとなっている。米国のみならず、とりわけ自衛隊にあっては、このCTSの保護を名目にしたホワイチ基地への常駐を、この基地への海上自衛隊駐屯地設置の上で成り来ている。社会排外主義者平良は公害防止協定の締結をもつて何とかCTSの本質をインペイせんとしたが、一〇・六沖繩石油精製での火災事故を巡り実質上反古にされる中で、そのベテンはブルジョアの手先自らがががしているのだ。かかるむき出しの軍事燃料基地としての建設は、何より社共の「沖繩革新自治体闘争」（社共からする中間連合政府の表現である）をもつての「CTS着工促進派」への転落こそがこれにベールをかぶせ補充しているのである。現在金武湾守る会は「CTS仮処分訴訟」を展開しつつ十二月には現地抗議集會を準備し闘いの決意を打ち固めている。第二の攻撃は、米軍とりわけ自衛隊を要にした沖繩基地の再編強化である。在沖米軍は、海兵隊一海軍を軸に機動戦力の再編が計られ、在韓米軍との連携が強化されている。九月キャンバル演習一〇月キャンブッシュワープの戦車隊が水陸両用（核戦車用）に入れ交えられ、連日の一〇五ミリ演習、十一月B52飛来等は歴然と日米韓共同軍事行動を前提にしている。

片や自衛隊は、この間、米軍との共同軍事行動を背景に一層の軍備拡大を進めている。とりわけFXに内定したF15イーグルは、空中給油装置をもち、それは嘉手納常駐KC135が使用される事からも端的にうかがえる。それはけつして日共の言う「自衛隊II米軍の補完部隊」などではなく、日米安保の日帝主導による攻撃的再編としてあるのだ。

社帝I日共が「復帰後『革新県政』」のおかげで公共施設が整備された」などと、海洋博CTS等の基地のもとへの社会再編を美化するのは、至極当然のことである。全面占領下の沖繩の米帝からの独立としての安保破棄故に「返還以降『沖繩闘争終エン』」をかけた日帝の野望を体現し、自治体闘争（IIよりましな政府）へと変質する結果なのである。これへの尻押しを、組合運動を要にするか、あるいは、差別糾弾一沖繩自決確立かという色あいの違いをみせつつも、右翼日和見主義が、社共と共に中間連合政府攻撃への収約として結果するのは必然である。からくも革マルが「朝鮮侵略との対決II他人のファンドシですもうをとる」ともらしたように、それは朝鮮侵略反革命戦争へのプロ人民の動員を社共とともに、からまりあいつつ成しているのは目に見えているのである。

片やこれへの反発を体現するのみの急進民主主義I中核は、沖繩闘争を安保I基地を中心に位置づけんとする「優位性」はありつつも、しよせん「沖繩奪還」は手直しされようとも右翼日和見主義I自決権派を流入させざるを得ない。

今春、我が関東支持する会は、四・二九集會を、反戦地主との固い結合を築き「基地確保法」粉砕闘争の領導を担ってきた。それは、又自決派の沖繩解放闘争におけるその犯罪性をもあはせてきた。この地平をもつて以降の沖繩解放闘争の糧へと打ち固めなければならぬ。

日帝の朝鮮侵略反革命は急激に進行している。CTS一二月着工策動、更には三月成田開港宣言による三里塚侵略反革命軍事空港は今やこの大道をめぐる一大戦場としての姿を増々鮮明にしている。

我が日本革命的プロ人民は、この朝鮮侵略反革命との対決を、社帝I右翼日和見主義をけちらし、進まなければならぬ。一〇・三一控

訴棄却に対する反撃は、五一八攻撃への社共の武装解除と断固訣別しなければならぬ。朝鮮人民の一〇・七ソウル大を突破口にした一〇一一月学生決起は我々の反撃を更に鼓舞するものである。朝鮮人民との連帯は、我々の重大な分水嶺である。

八月ヒロヒト発言弾劾ノ 七・一七闘争の発展を沖繩解放同盟とともに戦取せよノ 五・一八非合法攻撃と対決し、沖繩「本土」貫く(蜂起一プロ独)の大道へノ

## 第2章

### 福岡高裁那覇支部門馬の実刑「不敬罪」判決を許さず、ひめゆり・白銀闘争の永続的・革命的発展を克ち取れノ

関東「支持する会」に結集する全ての沖繩人の皆さんノ 労働者・学生 の皆さんノ

福岡高裁那覇支部門馬裁判長は、一〇月三十一日判決公判に於いて弁護団の提出した控訴を棄却し、一審判決支持の実刑判決を下した。日本帝国主義国家権力は、この許すことの出来ない実刑判決によって、天皇制・天皇制イデオロギー攻撃「天皇不敬罪」攻撃をむきだしの暴力によって闘う沖繩人・労働者にかけてきたのだ。

四戦士及び弁護団は、三・三〇一審判決が天皇制・天皇制イデオロギー攻撃の頂点としてあり、①ひめゆりの塔の靖国化攻撃ノ礼拝所不敬罪攻撃であること、②四戦士の闘いは戦犯天皇の嫡子アキヒト・ミ

ながらもである。

だが、裁判長門馬は、四戦士・弁護団のまったく正当な控訴理由に対し、「本件各控訴をいずれも棄却する。」(主文全文)なるたったの一行をもって闇に葬り去らんとしたのであった。

特にここにこそ現下の天皇制・天皇制イデオロギー攻撃の頂点的性格があるのだ。

まず第一に、高裁段階に於いて、ただの一度も実質審理が行なわれない中で判決であること。つまり、九・二二第一回公判廷で弁護側検察側よりそれぞれ控訴趣意書が提出され、そしてそれに対する各々の反論としての答弁書が提出された。しかし、この提出も門馬は、弁護側要求の口頭提起を拒否し、裁判争点を闇に葬らんとした如く、徹底して書面審理の形態を露骨にしていた。しかも、第一回公判廷で、弁護側より「被告人冒頭陳述を要求する」という、まったくもって正当なる要求に対して、門馬は独断で「時間が無い」なる驚くべき理由をもって拒否したのである。実刑判決を受けた被告が、その不当性を追求して控訴し、その理由を述べたいというまったく当然な要求を「時間が無いなどということによって権利を奪うことなどいっさい許すことが出来るのであろうか。それに対する四戦士・弁護団の反論に、何と門馬は「黙れノ」なるどう喝を加えるという反動性をむきだしにした。この第一回公判は、時間にしてたつたの一〇分。ここに門馬が、いかにこのひめゆり・白銀裁判に対して予断と偏見をもつてのぞみ、そうであるが故の反動的独断をもって公判廷を乗り切らんとしたのかという姿がうきほりにされているではないか。

続く一〇月一七日の第二回公判において、弁護側の申請した証人であり、第一審で却下された背背景を立証する証人と、現場証人である

チコに向けた糾弾闘争であり、白銀判決にみられる如く単なる警察官に向けた公務執行妨害でないこと ③ひめゆりの塔については刑法一三八条に言う礼拝所ではなく、沖繩人が沖繩戦を総括する中から建立された反戦・平和の記念碑であり、戦犯天皇を糾弾し、沖繩解放を誓う場に他ならないこと、④そもそも四君の闘いは、天皇制政府によって痛めつけられてきた沖繩の歴史、天皇制維持のための「捨て石」としての沖繩戦、戦後米軍政と土地強奪ノ差別・抑圧・分断支配と軍事支配、「復帰」運動の暴力的圧殺ノ基地強化、差別抑圧軍事支配の一層の強化としての七二年「返還」、七二「返還」の徹底的強化としての七五年「海洋博」、軍事石油基地CTS建設、皇太子強行上陸という沖繩の歴史的現実からすれば、そして現下の日本帝国主義の朝鮮侵略反革命との断固とした朝鮮人民への血債にかけた闘いとして、まったくの歴史的正当行為に他ならないのであり、一審判決の不当性をあますところなく暴露し、控訴審を申し立てたのである。加うるに一審判決は裁判所の予断と偏見をもって、弁護側請求の二名の証人中一〇名の却下、現場証人・被害者本人としての皇太子アキヒト、ミチコ、前「県知事」屋良の却下という著しい裁判の不正(ちなみに検察側は全証拠・証人を採用された)、法令すらも違反して下された判決であり、当然認めうるものではないということから控訴したのである。

実際一審判決を下した宮城は、判決文の中に於いて、天皇制を「思想の自由」としながら、四君の闘いを「社会的影響は計り知れない。」「長期隔離が必要」と実質において、公務執行妨害罪、火炎ビン違反事件、礼拝所不敬罪事件に比し、数倍に及び実刑判決を下したのであった。しかも、裁判期間中、現住所が那覇にある知念君を除いた三名にただの一度も保釈を認めず、その事によって刑以上の獄中生活を強い

と同時に被害者(ノ糾弾対象そのもの)本人たる皇太子アキヒト、皇太子妃ミチコ、前「県知事」屋良の三名、及び二審において新たに付け加えた背景証人二名(内一名村上重良氏はひめゆりの塔の宗教的位置ノ礼拝所規定との関連でノを明らかにする証人)の計一五名の採用決定が行なわれた。ところが門馬は、一審判決の不当性を暴き出す上で欠くことのできないこれらの証人を理由も何も述べず、「却下します」の一言をただひたすら繰り返すという許すことのできない姿勢をとってきた。それに抗議する被告団・弁護団・傍聴団に対して「退廷ノ退廷」を連発し、ひめゆり戦士知念君と傍聴団が廷吏により暴力的に公判廷より排除されたのである。ちなみに検察側申請の三証人が却下されたのは、それが不必要というのではなく、「既に取調べられた検察官請求の目撃証人はいずれも弁護人らの厳しい反対尋問に堪えかね一致した供述をしており」(判決文四理由の項)という、一審において弁護団、被告団の徹底した追求の前にいずれの検察側証人もウソ・ペテンが暴露されてしまったからまずいということからであり、こともあろうに判決文で得々と語るといふ破廉恥ぶり、厚顔ぶりなのである。つまり二審でまた検察申請の三証人を採用したならば、検察側・裁判所の思っているようには、「三証人ともしゃべらないであらう」「弁護側の反対尋問の前に判決のペテン性が暴露されてしまいうであらう」という予防的処置なのである。

又同公判廷において、この証人採否に引き続き、弁護側より被告人質問の申請が成された。これに対し門馬は、弁護人がその主旨説明をしている最中、「被告人質問を封じつつ、弁護人の要求を先取し、却下する」という前代未聞の訴訟指揮を行なった。まさに弁護の機会どこ

るか、これから弁護しようという機会すらも門馬は暴力的に奪ってきただのである。しかもこの被告人質問は、一般的にその時の感情を述べるといふことではなく、白銀闘争においては、攻撃対象が、一審官城が認定した如く警察官一般、「お列」一般などでは断じてなく、皇太子アキヒト、皇太子妃ミチコに他ならないことを被告人が主張することによって、公務執行妨害罪の適用を粉砕するためのものであるし、ひめゆり闘争においては、礼拝所不敬罪一項の適用が、他ならぬひめゆりの塔に知念君、小林君が不敬行為を為したとすることに對して、両君のひめゆりの塔への関りを明らかにすると同時に、その關いの目的・対象はアキヒト・ミチコに他ならないということとを両君が明らかにすることによって、礼拝所不敬罪にひめゆりの塔の靖国化攻撃を粉砕せんとするものであつたのだ。

一〇月三十一日に先立つ公判廷はこの二回だけなのである。期間にして一月半。弁護側の申請した、被告人冒頭意見陳述、一三名の証人申請、被告人質問の全ての暴力的却下、検察申請の三証人については、「弁護側の反対尋問に耐えかねる」（判決文）という理由による却下。一切の実質審理の拒否、いやそればかりか、公判廷で弁護人が発言することすらも認めないという驚くべき超反動訴訟指揮。これこそが、「天皇制不敬罪」攻撃の裁判という見本なのだ。

第二に、門馬の訴訟指揮である。少なくとも現刑訴訟法においては、公判廷における裁判長の役割りは、被告人に充分なる弁護の機会を与え、公明正大をもつて公判にのぞむというのが本業の姿である。

しかるに門馬は、(1)で見えてきた如く、弁護側に一切の弁論の機会を与えないばかりか、強権的訴訟指揮を連発し被告人・傍聴団の退廷、弁護人発言の封じ込め、口頭弁論（趣意書朗読）の否定、書面審理主

たものであり、そもそも却下してきた事こそが問題なのである。しかも、この書籍は、判決文中採用証拠目録にもつていないのであり、この書籍の検討を、一審官城はなにもやっていないのであり、それを「取調べを行ない」とは絶対に言えないのである。(3)の「一〇名中二名」なる理由など開いた口がふさがらないと言ふものだ。法令手続きの違反としたものは「一二名中一〇名」の却下なのであり、二名採用されたことなど当然の事なのであつて、一〇名の却下が違反したと主張しているのであるから、その一〇名の却下の法令的正当性をこそ門馬は主張するならば良いのだ。一二名の証人とは、一二名が一二名とも同一の発言を成すというのではなく、証人申請中の証言内容で各々明らかにした如く、それぞれの分担をもつて全証拠が成立するわけであり、一二名が一二名とも是非とも裁判所は採用しなければならぬものなのであつて、二名採用されたから良いなどというものでは断じてないのだ。

また、三証人の却下理由についても、①「衆人環視」であるとして、問題とした事は④アキヒト・ミチコが礼拝中であるのか、礼拝後であるのかという礼拝所不敬罪適用に際して一項、二項問題に関わる争点の核心上の事であり、検察官も起訴当所礼拝後としていたのを、論告求刑段階では一転して礼拝中とし、又一転して控訴段階では礼拝後としたように、他人が見てどうかと客観的に判断しうる性質のものでなく、本人たるアキヒト及びミチコに直接聞く以外絶対わからない性質のものであり、⑤又刑確定にあつては火災ビン立法中「人の生命、身体、財産に害を加えた」という場合のその情状を決定するためにはアキヒト・ミチコという本人が、被害者本人としてどの位の被害を受けたのかということ（この場合直接の被害はないとされているわけ

義の全面的発動として暴力的超反動的訴訟指揮―検察・裁判所体制を築きあげてきたということである。

第三に、判決そのものであるが、その理由の項においてまず弁護側趣意書中「法令手続違反」を判断し、証拠、証人調べの解釈を「自由裁量の範囲内で健全な合理性に反しない限り適当に請求証人の取捨選択をすることができ」る一般論を出し、その上で、①「被告人質問をした」、②「一〇書にのぼる書籍の取調べを行ない」、③「一二名のうち二名に對する証人尋問をも施行している」のであるから、「一〇名の請求を却下したことはむしろ適切」とひらきなかり、しかも現場証人、被害（糾弾対象）としての皇太子アキヒト、皇太子妃ミチコ前「県知事」屋良については、「所論後段の点」とその名称・人数すらも特定せず（畏れおおくて名前も判決文では出せないという事か）④「衆人環視のもとにおける事実である」し、⑤「取調べられた検察官請求の目撃証人はいずれも弁護人らの厳しい反対尋問に堪えかね一致した供述をしており」として、「不必要な請求」と断定するのである。まさにこれこそ「健全な合理性」に反する論理そのものである。

背景証人却下理由のその①の被告人質問は、そもそも、弁護側が第一審で一二名の証人請求を成した時に、あわてふためいた検察側が（一二名請求しえたという所に既に、七・一七闘争の全人民的支持の存在が明らかなのである。）「とにかく反対」と強引に主張した事に対し「背景の立証が必要であるか不必要であるか」明らかにするために前もつて被告人質問を成したものであり「被告人質問をした」という事が一〇証人を却下したという事に対する理由（不必要であるならば、大城氏・平良氏が採用されるはずもない）なる訳がないのだ。②の「一〇書にのぼる書籍」は、一〇証人、三証人却下攻撃に對して成され

であるからその被害感情ないしはいんべいされているかも知れない直接的被害）明らかにする以外、何ら刑を確定しうる要素はないのである。⑥また白銀闘争においては、金城君・川野君共にアキヒト・ミチコ目にかけてビン等々を投げたと主張しており、事実その投石地点とされているものは「お召車」周辺なのであつて、その状況はその場にいれたアキヒト・ミチコ以外に知りうるはずもないのである。公判廷においても、「県警」警察官の「危険は感じられなかった」というような主張が出てきたり、一方皇官警察官はこの期とばかりに「自分が一番近くにいたから危険は自分が感じた。私はすぐに皇太子をかばった。」なる誰が聞いてもウソ八百がでてきたりで、まったく一致していないのである。「衆人環視」というのは、この場合、以上の様にまったく理由にならない。

⑦の「厳しい反対尋問に堪えかね」など、よくもまあ平気でこのような事が言えるというような代物だ。厚顔無恥、破廉恥とはこの事を指すのであり、古今東西いまだかつて判決文中にこのような証人却下理由など一度たりとも出てきた事はないのであると思われる。おそらく前代未聞の代物である事は間違いない。検察側証人をぞ誰一人としてその状況を信念をもつて言い切れる人間がいないう事、それ故第一審の検察側証人はウソ八百を述べていたという事を裁判所が判決で認定した事ではないか。ペテンと欺瞞の上に成立する虚構の暴力体制こそ天皇制裁判所の姿に他ならないのである。

以上、一三証人を却下した事に対する法令手続違反の弁護側主張に對する裁判所門馬の「所論」のような違法はなく論旨は理由がない」というのは、まったくデタラメの判断に他ならない。

次に判決文は、事実誤認―法令適用の誤りの控訴理由を判断する。

まず白銀闘争につき「被告人金城、同川野には……公務である警備等の任務に従事していた原判示行啓車列を認めたい」と論点をすりかえ、ねじ曲げつつ「同被告人らに所論意志に欠けるところは何らなく」とまつたのデッチあげを行ない「論旨は理由がない」とするのである。これは既に述べた如く両君はあくまでもアキヒト・ミチコに目掛けて闘い抜いたものであり、両君も第一審においてはその旨堂々と述べており、闘い抜いた本人がそのように主張する以上、やられた（実力糾弾された）本人であるアキヒト・ミチコが証言する事によつてしか客観的事実は明らかになるものではない。それを「お召車」は「車列」の一つであり「車列」には警察官がいたから公務執行妨害などというのはスコラの詭弁以外の何物でもありはしない。現実には逮捕した警察官は公判廷において「皇太子殿下に対する暴力行為の現行犯として、その旨兩名につげ逮捕した。」と正直に告白しており、公妨などそもそも論外なのである。続けて判決文は、ひめゆりの塔の認定に入り「ひめゆりの塔が一般の宗教感情によつて聖視され、これが崇拜される場所であることは誠に原判決の説示するとおり」と一審において宮城裁判長が、キリスト者としての平良牧師以外の宗教関係者を認めず、仏教者としての丸山照夫氏、あるいは沖繩の宗教感情を研究している岡本氏などを却下した事を何らみる事なく、むしろその結着に居直り切つて、「同条項は……特定の宗教感情を保護するものではない」などとしたり顔で説教をたれるのである。むしろ我々こそが、特定の宗教感情でひめゆりの塔を見るのは誤りであること、つまり天皇を頂点にいたたく国家神道でひめゆりの塔を靖国の碑と化す事、第二の靖国神社と化す事に対して反対したのであり、そうであるがゆえにこそ知念君、小林君の闘いが他ならぬひめゆりの塔で敢行されたのであり、

又公判廷において「特定の宗教」者に限らず、多くの宗教関係者の立場からのひめゆりの塔への関りを明らかにせんと証人申請をなしたのだ。門馬の論理は、証人却下の上でのみ組み立てられるもの以外ではないのだ。また門馬は、更に許すことが出来ない暴言をこの礼拝所不敬罪適用で主張する。「同被告人らの行為態様に徴すれば、動機、目的の如何にかかわらず、故意が認められる」と、宮城ですらひめゆりの塔への不敬の「故意」を認めなかつた事をあえて「故意」性を持ち出し礼拝所不敬罪を適用するのである。だがしかし、一審公判廷においては、両君より「ひめゆりの塔への不敬の念はなく、むしろひめゆり部隊との結合を追及し、それによつてアキヒト・ミチコ実力糾弾の核心をえた」と述べられており、一審判決をより一層檢察的に反動化したものなのである。

続けて、判決は量刑の検討に入り（これは檢察側の控訴理由とも重なる）「本件各犯行が事前の綿密な計画に基づく敢行された危険かつ極めて悪質なもの……社会に及ぼした影響を考慮すると……責任は非常に重く、原判決の量刑が重きにすぎるとは到底理解されない。」と弁護主張を全面的に退けた。だがこれも既に述べた如く、被害者本人たるアキヒト・ミチコの被害感情が一切明らかにしていないわけであるから、むしろこの判断こそ「極めて悪質」、「社会に及ぼした影響」と抽象化されている内容、その中味が、檢察官論告求刑、とりわけ控訴趣意書で全面的に展開された「天皇制への冒瀆」としての悪質であり、影響であるという事をしつかりと見抜かなければならない。だいたいにおいて、これまでの判例上、バトカーに器物が投げられて右側にバトカーが若干移動した事に対して（檢察官一審冒陳）実刑が下された事などないのであり、如何に判決がその政治的意図「天皇

不敬罪」攻撃に貫かれて示すもの以外ではない。又、判決は檢察側主張に対して「……あなたがら軽きに失するということもできなす」などと公正を装つてはいるが、こんなものはベテンにすぎないのだ。一審判決は、白銀二戦士十一年半、ひめゆり二戦士十二年半というものであつたが、ひめゆり戦士の知念君が住所が那覇ということとで三ヶ月ばかり保釈された事を除けば、実に七五年七・一七で逮捕されて以来二審判決の本年一〇月三十一日まで二年四ヶ月に亘つて投獄され続けてきたのであり、白銀二戦士についてはそれだけで優に刑を超えらるにもかかわらず、更にそれにつけ加える実刑を出したのであつて、検事の主張を表面上退けつつ、その内実はそれを完全にとり入れており、形の面から言つても檢察側天皇不敬控訴をとり入れた「天皇不敬罪」判決という事なのだ。

第四にまつたくもつての長期不当拘留、保釈却下の連発の中での判決である事。(三)において簡単にふれた如く、知念君が三ヶ月あまりの保釈を認められた以外、他三君は七・一七逮捕以来ただの一度も保釈が認められずに実刑が下されているのである。その長期性であるが、七・一七闘争より一審判決までの期間は一年と九ヶ月であり、既にそれだけで白銀の場合一年半という刑期を三ヶ月上回り、未決が極めて反動的な形で算入されて、刑の満期が本年七月とされ二ヶ年の実質的投獄を強要された。ひめゆりの場合も、反動的算入によつて三ヶ年の実質投獄としていづれも刑を不当に上廻つて判決が下された。

これを受けて二審に於いては、白銀の場合本年七月の満期を越えても保釈が一切認められず（二度に亘つて保釈請求が成された）二審の判決ではなんと本年二月が満期であり、実に二年七ヶ月に及ぶ長期投獄が強要されたのである。刑を実質において一年以上上廻る長期投獄

が強要されているのである。まさに、ここにこそ二審判決の天皇不敬罪判決たるゆえんがあるのだ。

いくら門馬が檢察側控訴を棄却して、「……あなたがら軽きに失するということもできない」などという公正さを装おうとも、実質においていかにベテン的であるかということはまつたく自明なのである。檢察官長山は、その控訴理由において「天皇制の冒瀆であり、一審判決はそれを充分認定しなかつた。」「長期社会隔離が絶対に必要」と繰り返し繰り返し主張し、「天皇不敬罪」攻撃を全面化させてきた。特にそれを内実において全面的にとり込まれたものこそ、いやそれを上廻る「天皇不敬罪」攻撃こそ（檢察は白銀は控訴しておらず、二審判決は白銀戦士にも一審を上廻つて長期投獄を強要した）二審門馬判決に他ならないのである。

「天皇不敬罪」判決とは、それゆえ天皇制に決死糾弾する者に対する(イ)報復的長期刑を強要するものであり、(ロ)その事によつて見せしめる役割り、長期投獄を強要し、かつ全階級戦線からの隔離、分断を計るものとして存在しているのであり、わけても激動に向つて着実に一步一步前進する沖繩階級戦線との分離、反天皇制闘争との分断あるいは判決を一〇・三一狭山大闘争にぶつつけてきた如く激動に向つて進む「本土」労働者階級、部落大衆との分断、三里塚闘争との分断をなんとか実現せんとするものであり、天皇批判を「思想の自由」として社・共・カクマル・日向等社会排外主義者を自らの内に動員する、天皇制を頂点とする権力再編のその一大支柱として、はつきりこの二審判決が、「天皇不敬罪」判決として下されたということに他ならないのである。

そもそも高裁の門馬は、沖繩に沖繩処分官として送り込まれた人物



なのである。東京地裁当時、あの東大裁判を極めて反動的訴訟によって推しすすめ、その手腕を買われて激化の一途をたどる沖繩階級闘争の暴力的圧殺のために送り込まれたのだ。本年着任と同時に、オリオンビル労組襲撃事件（会社のやとつた暴力団による書記長襲撃）に一審を破棄し無罪にも等しい執行猶予を出し、そして海洋博粉砕闘争に単身決起した後藤君（いわゆるエヌメラダ闘争）の二審公判の超強権的訴訟指揮と、沖繩階級闘争の暴力的圧殺のその尖兵として存在しているのであり、ひめゆり・白銀裁判に対しても、沖繩処分官・天皇制裁判官として暴力的に「天皇不敬罪」判決を下したのである。

かかる二審天皇不敬罪判決はとりもなおさず安保粉砕・沖繩解放闘争・天皇制・天皇制イデオロギー攻撃粉砕闘争への一大弾圧体制のその頂点に他ならない。既にこの七・一七闘争以降、九・三〇天皇訪米実力阻止闘争の大爆発、一一・一〇天皇在位「五〇年記念式典」粉砕闘争の大爆発と、天皇制・天皇制イデオロギー攻撃の一大強化、侵略反革命への国民統合攻撃の一挙的強化に対し、鋭く全労働者階級が決起しその打倒に向って進撃を開始している。あるいは沖繩においては反CTS闘争、公用地法延長、地籍法攻撃に対して実力反撃を実現していた様に反基地闘争の永続的発展が克ち取られており、「本土」においても八・九上告棄却・石川氏獄死攻撃への実力糾弾という部落解放闘争の部落解放同盟を中軸とした全人民の高揚、永続的、武装的発展、鉄塔破壊、東山君虐殺、三・三〇開港宣言攻撃に大断固として武装的反撃を開始している十有余年に及び三里塚闘争の戦闘的・武装的闘いと、階級闘争は一大高揚へと着実に進撃している。かかる闘いへの一大弾圧を実現せんとしたのもこそ、この「天皇不敬罪」判決なのである。そして又同時に権力は、自らの全体制・全体重をかけての

血債し、天皇制と日帝を打倒する」のだという信念は、権力をして「まったく反省の余地なく、同種事件を再発しかねない。長期社会隔離以外ない」となげかしめ、検事藤原に「おれをうらまさないでくれ」と懇願せしめた四戦士の戦闘性は、権力を恐怖のドン底にたたき込んでゐるのだ。アメリカ国務省はアジア支配の要、不沈空母たるべき沖繩において、沖繩解放同盟が存在し闘い続けていることに心底恐怖し、「日本の最過激派は沖解同だ。日本は弾圧を強化しろ」と発表し、革命派の大弾圧を要求してきているのである。かかる権力の恐怖と悲鳴は、四戦士の信念であり、戦闘性によるものに他ならない。

七・一七闘争を実現せしめた天皇制糾弾・打倒、安保粉砕・日帝打倒・沖繩解放の戦略的水路、「本土」・沖繩、沖繩・アジア、「本土」・アジアの歴史性、現実性とりわけても沖繩戦を総括する中からつちかわれ強固にうちかためられた血債の思想は、獄中生活においても連綿と脈うち炎となつて日帝・裁判所にたたきつけられてきたものであり、又九・三〇ハンスト、一・一七ハンスト、一一・一〇ハンストと獄中においても永続的に闘い抜いてきたのである。そしてまた、四戦士の決死の訴えに応え、沖繩「本土」を貫いて建設された各地「七・一七皇太子沖繩上陸阻止、戦犯天皇決死糾弾闘争を支持する会」の継続的闘い、特に獄中・獄外を貫ききつた戦犯天皇糾弾闘争の確固とした闘いが権力を恐怖の淵にたたきこんでいるのである。

我々はここに、この七・一七裁判闘争の勝利を宣言する。

獄中非転向を貫き通し、七・一七の思想、精神、地平を発展させ、そして金芝河氏を先頭とした韓国人民の死を踏した獄中闘争、獄死攻撃の中、断固として自己解放・部落解放に向け闘い抜く石川青年の闘いに学ぶことによつて、日帝・裁判所、沖繩拘留所、沖繩刑務所に糾

アジア侵略反革命への突入に向けた攻撃としてこの攻撃をかけてきているということをはっきりとみておかなくてはならない。日本帝国主义の帝国主義としての本性をむき出しにした侵略反革命・植民地化攻撃は、帝国主義間における通貨戦争、貿易戦争、資源戦争を内にはらみつつ、そして不可避に、他帯の矛盾をその事によつてはらみつつ、いよいよ死活をかけた攻撃となつてきており、その矛先を韓国にはつきりと向け、朝鮮の南北分断固定化を軍事的に米軍と結託しつつ成す一方、ソ連共産党、華国鋒体制としての中国共産党を巻き込み、韓国学生、労働者、知識人への虐殺的大弾圧体制によつて強化してきているのである。かかる攻撃に向けて、沖繩の日、米軍事基地の徹底強化（九日間戦闘体制の構築）、基地の永久的固定化を計る公用地法延長（地籍法攻撃を、四日間の法的空白（反戦地主会の闘いの成果そのもの）を暴力的（日本軍、米軍、警察による着剣弾圧）に弾圧した上での強行採決、喜瀬武原軍事演習の三カ月間隔の強行、軍事石油備蓄基地・CTSの社共を巻き込んだ建設攻撃と沖繩の差別・抑圧・軍事支配をますます強化する一方、天皇は八・二三狭山闘争のその日、那須において「人間宣言は二の次」と逆神格宣言・現人神宣言を成すことによつて戦前的天皇制テロル、天皇制支配の復活を目論んできたのだ。かかる日本帝国主义の全重量をかけた攻撃がまさに天皇不敬罪攻撃としてなされたということに他ならない。

だがしかし、かかる日本帝国主义の天皇制攻撃・侵略反革命攻撃は、その深部に深くとくさびをぶち込まれているという事を我々は宣言しなければならぬ。いうまでもなくひめゆり・白銀四戦士の不屈の闘い、獄中非転向がそれなのである。七・一七闘争以来獄中生活を強いられ、テロルと残虐の嵐の中で微動だにしない事なく、「アジア人民に弾の嵐をたたきつけ、それにより全人民の先頭に立ち続けんとしてきた四戦士の闘いこそがその勝利の一切を保障したのである。またかかる四戦士の闘いを獄外で継承し発展させてきた「支持する会」の建設・全人民化こそ、日本帝国主义の屋台骨をぐらぐらに揺がし、恐怖のドン底にたたきこんでいるのである。

我々は激化する天皇制攻撃「天皇不敬罪」攻撃、侵略反革命と侵略反革命体制構築に、今那覇刑務所内で不屈に闘い続ける四戦士の戦闘性、七・一七戦闘精神・思想を学びきり、裁判闘争勝利の地平を守り切り、あくまでも闘い抜いていこうではないか！

### 第3章

#### 一 沖繩解放闘争勝利へ向けた沖繩「本土」を貫く単一の沖解同建設の現代的意義

一七・一七闘争のさし示した地平と成果

一〇・三一、日帝・門馬裁判長は、七・一七姫百合・白銀闘争に対し、反革命判決を打ちおろした。

この沖繩プロ人民に対する皇民化、同化、天皇制（イデ）攻撃の暴挙は、第一審三・三〇（公務執行妨害罪、及び、礼拝所不敬罪といふ、いずれもデッチあげ）判決を踏襲し、打ち固めんとするものである。そして更には、今春期（七七年春期）五・六三里塚鉄塔破壊、五・八東山君虐殺、八・九狭山上告棄却と「本土」における先進的プロ人民の闘いの高揚に対する弾圧、解体攻撃と一体のものとして、沖繩

における、五・一八公用地法延長―地籍明確化法強行採決、軍事基地の「四日間不法占拠」等々と結合し、今日の（ひめゆり―白銀）闘争に対する天皇制（イデ）攻撃を尖兵とした頂点的報復弾圧としてかけられて来ていることを鋭く見ておかねばならない。

かかる日帝―国家権力のなりふりかまわぬ、むきだしの暴力的弾圧の噴出が、沖繩―「本土」への一体的攻撃として現出せしめた根拠を、我々は見てとらねばならない。それは、戦後ヤルタ・ジュネーヴ体制の崩壊を導きだした、七五年四・三〇ベトナム民族解放闘争の圧倒的勝利に起因した、帝国主義間の強盗的抗争の激化、そして、民族解放―社会主義勢力の大前進という、まさに、帝国主義の最後の危機の時代からの延命を、なにがなんでもなさんとする日帝のあがきである。又延命に向けた、天皇制（イデ）を頂点にした朝鮮侵略反革命戦争遂行体制を、警察、官僚、自衛隊による暴力的統治形態の強化でもって構築せんとする野望をもったものである。

まさに、かかる七〇年代階級闘争のつまりを一挙的に噴出せしめた本年（七七年）度階級的攻防戦の方向は、国際主義の見地からしても、「戦争か革命か」という、現代過渡期世界に於ける、民族解放―社会主義勢力を最先頭とする、プロレタリアートの武装蜂起―プロ独を創出せしめんとする国際共産主義運動の大前進をかけたものとしてある。なかんづく、スターリン主義（社帝）―社会排外主義との国際党派闘争としてこの勝利を組織すべき煮つまつりの中に見ておかねばならない。

我々は、この国際階級情勢の激動期の中にあつて、とりわけ、七五年四・三〇ベトナム民族解放闘争の大勝利を創出した、ベトナム、ラオス、カンボジアの民族解放―社会主義勢力との国際主義的連帯を

第五に、「ひめゆりの塔」「摩文仁ヶ丘」を第二の「ヤスクニ」と成し、沖繩人民を「天皇の赤子」として、再び侵略反革命戦争に動員せんとした攻撃であつた事を鮮明にした。

第六に、沖繩の日米軍事基地が今日、アジア朝鮮を射程とした侵略反革命前線基地として強化されている事を鮮明に指し示した。

第七に、アジア、朝鮮の民族解放闘争に決起する、被抑圧民族との連帯なくして、沖繩解放闘争の勝利はないことを鮮明にした。

第八に、沖繩解放闘争を、国際共産主義運動の中に位置付け、反天皇―反安保―日帝打倒―沖繩解放であることを鮮明にした。

以上、我々は七・一七闘争の切り拓いた、歴史的階級の地平と成果を、まずもって確認できると思う。そして、七・一七の地平を軸に、二年有余に及ぶ沖繩―「本土」を貫く単一の沖繩同建設の前進、発展を確認できると思う。

Ⅱ 沖繩同建設に於ける民族的―文化的自治（自決権）要求論者との分岐の位置 Ⅱ

以上の、七・一七闘争の地平と成果を、我々が組織的に発展、継承せんとする時に、我々は沖繩―「本土」を貫く単一の沖繩同建設として創出してゆく任務の中に七・一七闘争の地平と成果の内実が体現の（物質化）されるのであるということを見先確認してゆかねばならない。

そのことは、沖繩同建設の現在の過程において、沖繩―「本土」を貫く単一の沖繩同建設への敵対・逃亡をなしてきた、民族的―文化的自治制（自決権）論者との路線的分岐が、七・一七（ひめゆり―白銀）反天皇―沖繩解放闘争の沖繩現地を中心にして組織されてゆく中で表面化してきたことを不問にしては、沖繩―「本土」を貫く単

かけて、なかんづく、朝鮮人民の反朴―南北統一運動へと前進する民族解放―社会主義勢力との連帯をかけた闘いとして、七五年七・一七（姫百合―白銀）反天皇―沖繩解放闘争を日帝の朝鮮侵略反革命に真向うから対決し、革命的に戦取してきた。

この事は、現下の沖繩解放闘争が、一国的な観点では勝利しえない事を、混乱する沖繩階級闘争の真只中に於いて組織的に、路線的に鮮明にさせて来たことを、七五年以降の二年有余に於ける、我々の沖繩解放闘争の実践のなかで確認できると思う。

そこで我々は、先ず、七・一七闘争の歴史的階級の意義を現段階で再度鮮明にし、更なる沖繩―「本土」を貫く反天皇―沖繩解放闘争を最先頭で領導してゆく、沖繩―「本土」を貫く単一の沖繩同建設に勝利してゆかねばならない。

七・一七（姫百合―白銀）反天皇―沖繩解放闘争は、第一に、「沖繩戦」を思想的原点とした「反基地、反大和、反天皇」の革命的沖繩人意識に依拠した、決死的な反天皇―沖繩解放闘争の国際主義的位置を鮮明にした。第二に、革命的日本「本土」プロとの実践的共闘でもって、沖繩―「本土」を貫いたプロレタリアート解放の闘いとして戦取した。

第三に、海洋博は、「経済開発の起爆剤」というのはベテンであり七二年「返還」攻撃の総仕上げとして行なわれ、日米安保体制（侵略反革命前線基地）の強化のためだけであり、農漁民を始めとする沖繩人民の生活を破壊する棄民化―流民化攻撃としてある事を鮮明にした。

第四に、皇太子の沖繩強行上陸は、反戦、反基地、反天皇闘争を不屈に闘いぬく沖繩人民を、天皇制の下に暴力的に弾圧せんとする、皇民化、同化攻撃であることを鮮明とした。

一の沖繩同建設に勝利し得ないことを意味するものである。そして、とりわけ、七三年一〇月沖繩解放同盟（準）の発足以降、沖繩における沖繩同「本部」建設の闘いが、戦後「本土」における沖繩人連盟の組織論、運動論を総括していく上につけて推進されてきた事は、沖繩人連盟が「本土」における沖繩人差別との闘い、そして米軍政の暴力的弾圧に困苦する沖繩人同胞の闘いを支援していく事を内実として組織されつつも、その闘いが沖繩における沖繩解放闘争へと結実化され得なかつた組織的政治的限界を克服していくものとして、沖繩現地在を軸に、在「本土」沖繩人も組織し沖繩解放闘争を推進していく大衆的政治団体が沖繩同建設の方向であることを明らかにしている。

故に、我々が単一の沖繩同建設を立ちとつていく上で沖繩人連盟を止揚し、総括していく対象として位置づけ、そして更に、民族的―文化的自治制（自決権）論者との路線的分岐を、沖繩解放路線の武装深化として担ってきた内実を、今こそ鮮明にさし示し、単一の沖繩同建設に勝利してゆかねばならない責務を担わされている時はないのである。

我々は先ず、沖繩人連盟の思想的、政治的代表人物である伊波普猷比嘉春潮、大浜信泉等の「沖繩学」―日琉同祖論をもつてつながる思想的背景が、一つに、一六〇九年薩摩による琉球侵略からそのまま明治政府、日本帝国主義が受けついでいる経済的搾取、沖繩人民への差別的偏見からの解放として、民族的―文化的同一性の主張へと行きついた決定的な誤まりをもつたものであることを見ておかねばならない。二つに、「平和」国家―象徴天皇制国家・祖国―日本国家への復帰という、まさに民族的―文化的一体感からする復帰運動へと政治的に逢着したブルジョワ民族主義的内実を見ておかねばならない。

政治的理論  
★

そして、三つに、サンフランシスコ三条約発行後沖繩人連盟の「沖繩県人会」への改組という、かかる三点に対する総括をなす必要がある。復帰運動が沖繩階級闘争史上において、反戦、反基地闘争として島ぐるみ闘争へと爆発的に高揚しつつも、その一部において流れていったブルジョア民族主義、ブルジョア民主主義的運動―絶対主義的天皇制国家―日帝による沖繩支配が、敗戦という事態の中で、決定的な崩壊を現出せしめ、それにかわって「民主主義」という名目で、象徴天皇制と「平和」憲法を頂点とする日帝の戦後支配体制が米帝による沖繩の差別分離軍事支配を沖繩人民に強要する事を前提として成立していたというなかで、反米、反戦、反基地・復帰運動が沖繩全島をまきこんだ民族的運動として、一般的には政治的自由のための、そして特殊的には民族の権利のための闘争と結びついて、最も「立ちあがりの遅い」層としての農民が最先頭で闘ったという―この内実を、社会排外主義―社共及び社大党の歪曲によって、プロレタリアート解放へと発展させられるのではなく、自然発生的な大衆運動としてしか形成する事ができなかったが故の敗北として、現在の止揚し、社会排外主義―社共・社大党との闘争を通し、沖繩解放闘争の革命的発展を克ちとらなければならぬという事である。

そして、その事は同時に「沖繩学」―日琉同祖論に対する反対派―裏返しとして登場してきた民族的―文化的自治制（自決権）論者、及び独立論者のマルクス―レーニン民族自決論の歪曲の適用でもってする「琉球民族」の固定的物神的な崇拜者としての決定的誤りをも明らかにしていかなければならぬという事である。

自決権、独立論者の根底的な問題―民族問題の歴史的位置付けは、一六〇九年の薩摩侵略か大和民族による琉球民族の政治、経済、社会、

タリアートの階級の利益に従属し、プロレタリアートの統一的同盟建設をもつて民族的要求・民族的自決（独立）権の獲得を、国際的プロレタリアート解放の闘いへと発展させてゆくものとして消極的要求に位置づけてゆくのでなければならぬであろう。

すなわち、我々にとつて、抑圧民族―ヤマトと被抑圧民族―「琉球民族」との歴史的―経済的な、差別・抑圧・収奪の關係は、現在の「反基地、反大和、反天皇」として沖繩解放闘争をになう沖繩人意識として形成されてきているという事を、反戦地主をはじめとする農民および軍属労働者のなかに見てゆくのである。であるがゆえに、我々は、とりわけ沖繩人プロレタリアートは、民族問題におけるプロレタリアートの任務として、あらゆる民族問題における同権を保障し、また、どんなにわずかな特権をも原則的に認めないという、「琉球民族」の自決権、独立国家形成の権利もその範囲で主張しなければならぬということである。

そこで、自決権、独立論者は、自決権の内容をいかなるものとしてとらえているのかといえば、「国家と一地方自治体という關係そのものを、政治的に根本的にかえていくそういう意味で、沖繩人民の特別自治権ないしは、沖繩人民自身の政治的権利を獲得していく」（沖自連パンフより）と云うきわめて悪質な内容としていわれているのである。なぜに悪質であるのかというと、沖繩人プロレタリアートの階級的利益になんら依拠しないどころか、ブルジョア民族主義の「自己の」民族の利益を擁護してゆく内実として、その「特別な権利」を獲得し

てゆくという主張だからである。端的に、基地の問題をとつて見た場合、彼らにとつて基地の問題は、現在の沖繩経済、および沖繩人民の生活か基地にしばりつけられて

文化の各方面に対する徹底した収奪をあますところなくしてゆく、実質的に植民地としての支配であったと見る。そして、沖繩―ヤマトの「民族形成」の過程を歴史的―経済的―心理学的分析をもつて具体的な特殊性を考慮して研究するという、民族自決の意義をさし示しつつも、決定的に彼らが欠落させている問題として、国際共産主義運動の見地から沖繩解放闘争を見ることができないという狭さが故に、スターリン主義（社帝）―社会排外主義の武装反革命との闘争を終始アイマイにしてゆくという右翼日和見主義的内実をわれわれは徹底して粉碎してゆかなければならぬ。

自決権・独立論者の今日的に主張する論旨を整理してみると、第一に、沖繩人民の自治を拡大してゆくたか、具体的には沖繩人民の運命を日本国会にゆだねない、沖繩の問題は沖繩人民が決定する「住民投票」の追求。

第二に、沖繩経済の自立を追求。

第三に、自立の思想を沖繩人はもつべきであること。

第四に、民族形成。

第五に、沖繩人の権力の樹立。

第六に、アジア、朝鮮人民との連帯。

等々―以上、自決権、独立論者のかかげる主張はいずれも、現下の沖繩階級闘争の中で実際的に問われている問題であるかのように一見してかいまみることが出来る。しかし、我々は今日的沖繩解放闘争の路線を、民族問題を限定して見ることの反革命的内実をここであきらかにしておかねばならない。そして、その前に我々は、沖繩解放闘争の路線的内実として、基本的に彼らの云う所の「琉球民族」の民族的要求および、自決権獲得の闘いは、まず何よりもあらゆる民族のプロレ

いる（基地経済への依存年間二七〇億という実態から）というなかで「基地の撤去」の闘いは、同時に基地経済にかわる沖繩経済の確立を具体的に推進させてゆくことであるとしてとらえる。したがって、沖繩差別抑圧軍事支配の焦点的攻撃たる沖繩侵略反革命前線基地強化、沖繩を「基地とCTSと『買』春観光の島」への大改造してゆく攻撃として、沖繩開発庁を中心に構想されている、工業立「県」化、観光立「県」化を積極的に推進してゆく部分として自決権支持および自決権獲得を主張しているにすぎないことはあきらかである。であるからこそ、社会排外主義者―社会大衆党に対して、ただ社大党が「本土」系列化していかない土着政党であるということだけをもって、社大党への絶大なる拜跪をなしてゆくのである。また、昨年六月二二日、前「県」知事ヤラ（社大党）の「CTS建設認可」という、金武湾を守る会の農民に対する弾圧、すなわち日帝の沖繩農民に対する兼民化―流民法攻撃と同步調の弾圧を見ようとせず、これに迎合しているのである。彼らが沖繩農民、プロレタリアートの反戦、反基地―沖繩解放の闘いに敵対してきていることはあきらかである。

このことから我々は、「琉球民族」自決権の問題は直接的、具体的に要求することがいかに反革命的か、そして現在の沖繩解放闘争において、階級の利益を保障しうる権利だとは考えず、国際的プロの解放を闘う、階級の発展の段階で出てくる「琉球民族」及び他の民族の同一的な権利が民族自決権であることを見なければならぬ。これこそが、レーニン民族自決権の内実であり、沖繩人プロが、アジア―朝鮮の民族解放―社会主義勢力と連帯、結合し、安保―沖繩解放闘争を闘い得る国際主義的内実であることを、沖繩解放闘争の路線的

武装を克ち取る上で鮮明にしておかねばならない。

なによりも、我々は、七・一七（ひめゆりー白銀）反天皇ー沖繩解放闘争を勝利的に闘い取るにあたって、民族問題を「琉球民族」と固定的に把えるのではなく、階級闘争の発展的内容として、「反基地、反大和、反天皇」という、沖繩が基地社会であるということから起因して現出する「沖繩人意識」を沖繩解放闘争の原動力として位置付け、その将来的に進むべき方向を、沖繩ー「本土」を貫くプロレタリアーの解放として単一の沖繩同建設を戦取してきたのである。

#### II 単一の沖繩同建設の前進ノII

七五年七・一七（ひめゆりー白銀）闘争の切り拓いた沖繩解放闘争の地平と成果は、先述したように、沖繩階級闘争史に反天皇ー反安保ー沖繩解放闘争の革命的路線を刻印してきたし、沖繩ー「本土」を貫く単一の沖繩同建設として、沖繩人民、プロレタリアーの国際主義的任務を明らかにした。

我々は、かかる沖繩解放闘争の革命的地平を継承、発展させ、獄中非転向の不屈な闘争を貫徹している四戦士と固く結合し、沖繩同「本部」を沖繩現地に築きあげる闘いを、現地の同志と共に団結し、我々の任務とし前進させ勝利してゆかねばならぬ。

この「本部」建設こそが、我々の単一の沖繩同建設に勝利し得る不可欠な基軸である事は明らかである。

現下の沖繩階級闘争において鋭く問われている事は、いかに沖繩ー「本土」を貫くプロレタリアーの解放ー沖繩解放を戦取するかであり、その最先頭において闘ってきたのが沖繩同である事は言をまたないまでも明らかである。

そこで、我々は沖繩同の歴史的階級的任務が、次の点にあることを鮮明にしなければならぬ。

かかる中で我々は、沖繩ー「本土」を貫く反天皇ー反安保ー沖繩解放闘争の前進をかけて、四・二九天皇誕生日粉砕ー基地確保法粉砕闘争を、四・二六よりの反戦地主の「国会抗議」闘争とともに四日間闘争の頂点的闘争として戦取して来た。

第三に、一〇・三一天皇不敬罪判決粉砕へ向けた、沖繩ー「本土」を貫く総反撃闘争を、沖繩人プロー「本土」プロの解放への領導してゆかねばならぬ。

とりわけ、在「本土」沖繩人の主要な任務は、沖繩人差別への糾弾闘争を経済主義、組合主義に歪曲してゆのではなく、沖繩現地の安保ー沖繩解放闘争に結実させてゆくべき闘いとして、朝鮮ー三里塚ー狭山闘争との共同の闘いを「本土」プロとともに組織させてゆかねばならぬ。

かかる「本土」プロとの団結をもって、我々は沖繩ー「本土」を貫く単一の沖繩同建設に勝利しようではありませんか。

（先ず第一に、日米帝の七二年五・一五「返還」ー侵略反革前線基地強化攻撃以降、一層激化する沖繩差別抑圧軍事支配ー天皇制（イデ）攻撃との総対決を、朝鮮人民、アジア人民の民族解放ー社会主義勢力と連帯し、朝鮮侵略反革命戦争阻止ー基地全面撤去の沖繩解放闘争を戦取することである。

（第二に、社会排外主義ー社共、社大党、革マルの武装反革命、及び右翼日和見主義ー自決権、独立論者、それへの追従、そして、急進民主主義者ー「奪還」論者の一國主義的ー復帰協の最左派としての敵対を粉砕し、五〇年代反戦ー反基地・土地闘争を先進的に切り拓いた反戦地主ー金武湾を守る農漁民と共に、沖繩解放闘争に勝利していくことである。

とりわけ、今春期（七七年）五・一四「公用地法」期限切れにともない日米軍事基地の「四日間不法占拠」に対し「基地全面撤去」「土地奪還」をかかげ、米軍、日本軍、自衛隊の銃剣をはねのけ、基地内に赤旗を立て、基地立ち入り闘争を貫徹した反戦地主の不屈の闘いは、あの五・一八公用地法延長攻撃に対し「地籍明確化こそ必要である」とし、「地籍明確化法」を対置させ、双手を上げて反戦地主の闘いを踏みにじり、日米帝の沖繩侵略反革命前線基地永久固定化攻撃への追随者として敵対してきた社会排外主義者ー社共、社大党、革マルの武装反革命としての位置を明らかにした。そして、右翼日和見主義者ー自決派に至っては、社大党への絶大なる期待でもって「住民投票をやるべきだ」と日米帝の攻撃の本質をインベイしてきているのである。急進民主主義者ー「奪還」論者におよんでは「署名運動」へと大衆の自然発生的な決起にハイキし、沖繩解放闘争の国際主義的位置をならら見る事の出来ない一國主義者としての限界を露呈している。

# ひめゆり — 白銀控訴判決文

理由

判決

昭和二五年三月二四日生

本籍 沖縄県国頭郡東村字平良二〇番地の

本籍 東京都品川区小山台一丁目五四七番地

住居 不 定

住所 不 定

無職

無職

金城 博文

小林 貢

昭和二五年四月二四日生

昭和二五年二月一日生

本籍 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙

一九五八番地の二

住居 不 定

無職

川野 純治

昭和二九年九月二二日生

本籍 沖縄県那覇市字繁多川二三番地  
住居 同市与儀四二八番地

無職

知念 功

本件各控訴の趣意は、検事長山四郎作成名義の、弁護人知念幸栄及び同上間瑞穂共同作成名義の各控訴趣意書に、これらに対する各答弁は右弁護人ら共同作成名義の、検事藤原藤一作成名義の各答弁書にそれぞれ記載してあるとおりであるから、いずれもこれらを用い、これに対して当裁判所は、次のとおり判断する。

「弁護人の控訴趣意中訴訟手続の法令違反の主要について」

所論は、要するに、原審は弁護人が被告人らの本件各行為の正当性等を立証趣旨として請求した証人の大半につき、その請求を却下し、また、原判示第二の事実に関し、その目撃状況等を立証趣旨とする証人尋問請求をも却下したが、右は訴訟指揮の公正な行使を誤つたものというべく、原判決には、この点において、訴訟手続の法令違反があるというものである。

しかしながら、裁判所は、当事者から請求のあつた証人の総てを取り調べなければならぬ義務を負っているものではなく、自由裁量の範囲内で健全な合理性に反しない限り適

本事件各控訴をいずれも棄却する。

主 文

当に請求人の取捨選択をすることができると解すべきであり、これを先ず所論後段の立証趣旨に関する証拠調べの経緯につき検討すると、記録によれば、原審は、被告人ら四名につき本件犯行の動機、目的、背景事情を中心として詳細な被告人質問をしたうえ、弁護人請求の右の点を立証趣旨とする一〇問にのぼる書籍の取り調べを行い、のみならず、これと同旨の点を立証趣旨として、請求がなされた証人一二名のうち、一名に對する、証人尋問をも施行していることが、認められるから、原審の右措置は極めて、丁重な証拠調べといひ得るのであつて、その余の証人一〇名の請求を却下したことはむしろ適切な訴訟指揮といふべきで、これを捉えて不公正な訴訟指揮などとは到底解し得ない。

また、所論後段の点につき審案するに、原判示第二の事実は衆人監視のもとにおける事案であるところ、記録を調査すると、原審は、その第一七回公判期日において、所論後段の証人尋問請求をいずれも却下したことは所論のとおりであるが、既に取調べられた検察官請求の目撃証人はいずれも弁護人らの厳しい反対尋問に堪えかね一致した供述をしており、これとその他の取調べ済みの各証拠とを総合

すると、同事実の存否並びに事案自体に對する情状は既にこれを判断し得ると認められるから、所論後段の立証趣旨のもとになされた証人尋問請求は、不必要な請求というべく、これを却下した原審の訴訟指揮はこれまた適切であつて、不公正なものであるとは到底解し得ない。

以上、要するに、原審の所論各点に關する訴訟指揮は極めて健全な合理性に裏打ちされたものと認められるから、もとより原判決には所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

「弁護人の控訴趣意中事実誤認ないし法令適用の誤りの主張について」

所論は、まず、原判示第一の事実につき被告人金城・同川野には原判示警察官らに對する公務の執行を妨害する意思はなかつたと主張するが原判決示の關係各証拠によれば、同被告人らは原判示警察官らが公務である警備等の任務に従事していた原判示行啓車列を認めためたうえ、原判示所為に及んだものであることは疑いの余地が全くないのであるから、同被告人らに所論意思に欠けるところは何らなく、論旨は理由がない。

次に所論は、原判示第二の事実につき本件

ひめゆりの塔は刑法一八八条一項にいう礼拝所に該当しないと主張するが、原判決挙示の二〇七名を祀つてある場所、その規模構造が原判示のとおりであつて、毎年同所においては關係遺族のほか多数の参列を得て慰霊祭が遂行されており、現在では参拝者が後を絶たない状況にあるとの原判決の認定は優に肯定し得るのであつて、本件ひめゆりの塔が一般の宗教感情によつて神聖視され、これが崇敬される場所であることは誠に原判決の説示するとおりである。所論は、原審における特定の宗教を信奉する者の証言内容をその主張の論拠とするものであるが、同条項は一般的な宗教感情を保護法益とするものであつて、特定の宗教を保護するものではないから、もとより同条項にいう礼拝所の宗旨の如向には何ら關係がないと解すべきである。

したがつて、所論は、この点において既に失当であり、本件ひめゆりの塔を同条項にいう礼拝所に該当すると認定判断した原判決は正当である。なお所論は、また、被告人知念及び小林には同条項の敵意がないとも主張するが、同被告人らの行為態様に徹すれば、動機目的の如何にかかわらず、敵意が認められることは明白であつて所論は失当である。

「弁護人その他の控訴職意並びに検察官の控訴趣意について」

弁護人の論旨は被告人ら四名に対する原判決の量刑不当の、検察官の論旨は被告人知念及び同小林に対する原判決の量刑不当の各主要である。

そこで、本件記録を検査して審査するに、本件記録を検査して審査するに、本件各犯行が事前の綿密な計画に基づき敢行された危険かつ極めて悪質なものであることは多言を要しないところであつて、むしろ、死傷の結果が惹起されなかつたことは僥倖といふべく、その他本件の社会に及ぼした影響等を考慮すると、被告人ら四名の責任は非常に重く、原判決の量刑が重きに過ぎるとは到底解されない。

しかしながら、他方、被告人知念及び同小林に対する量刑につき更に審査すると、同被告人らの本件所為はひめゆり学徒らの霊を冒瀆する悪辣極まりない所論であることは検察官の論旨をまつまでもないところであるが、本件処断罪に則してみた場合、火炎びん一本を使用したという犯行模様それ自体は、量刑に当つて軽視し得ない意思を有するものと思料され、この意味で同被告人らに対する原判

の量刑はあながち軽きに失するということもできない。各論旨はいずれも理由がない。

よつて、被告人ら四名の本件各控訴及び検察官の原判決中被告人知念及び同小林に関する部分に依る本件各控訴は、いずれも理由がないから、刑法三九六条によりいずれもこれを棄却することとして主文のとおり判決する。

昭和五二年一〇月二一日

福岡高等裁判所邦覇支部刑事部

裁判長裁判官 門馬良夫  
裁判官 山内啓邦  
裁判官 河辺正

## 2. 11紀元節粉碎集会へ よせられたアピール

2. 11紀元節粉碎関東集會に結集された全ての闘う仲間の皆さん、  
75年7・17戦犯天皇糾弾・皇太子沖繩上陸実力糾弾白銀闘争団より、  
出獄声明を兼ねた連帯のアピールを送ります。

我々白銀闘争団は、先日、日帝国家権力の「天皇制不敬罪」攻撃を木つ葉末塵に粉碎し、三ヶ月の下獄闘争を終え、二年六ヶ月ぶりに出獄しました。我々は、7・17闘争の必然的形態たる獄中闘争に完全に勝利したことを改めて宣言します。

沖繩人を先頭とした皇太子糾弾ひめゆり、白銀闘争は、天皇制（イデ）攻撃と沖繩の前線基地化を両軸とする日帝のアジア侵略反革命戦争体制構築攻撃と真つ向から対決し、今日における沖繩解放、日帝打倒闘争の本格的内乱的激闘の突破口を築いた歴史的な闘いであつたとはつきり断言できると思ひます。我々は、それぞれの立場から沖繩戦に立脚し、天皇（制）の戦争犯罪徹底糾弾の非和解的推進によつて、国民総動員体制を狙つた天皇制イデ攻撃の喉元をえんぐり出してきた。一審・二審におけるあの憎むべき反動実刑判決の内容、実はこれこそ裏をかえせば、我々の闘いによつていや応なく引き出された帝

国主義的天皇制本質の自己暴露に他なりません。  
もちろん、我々は闘いの貫徹をもつて自己満足に陥るものではありません。戦犯天皇ヒロヒトは、依然として否、ますます露骨に自らの犯罪性を居直つており、我々は絶対に戦犯天皇糾弾の手を緩めてはな

らないと思ひます。また、本日、右翼天皇主義者どもの「民間集會」への政府の全面的テコ入れにもみられる如く、天皇制（イデ）攻撃と国内支配体制の暴力的転換とが相乘的に強化されていることは周知の通りです。三里塚しかり、CTSしかり、そして刑法改悪しかり、等々……。中でも、7・17闘争を実践的に継承する上で現在の我々に問われている課題は、CTSタンク着工阻止闘争に勝利することであり、金武湾を守る会に連帯し、沖繩、「本土」を貫いてCTS阻止闘争の大爆発をかちとろうではありませんか！

その意味においても、今回の出獄は我々白銀闘争団にとっては一つの自己完結性をもつものですが、7・17闘争団全体としてみれば、今だ中途でしかないことを忘れてはなりません。我々は、ひめゆり闘争団、知念君（福岡刑）と小林君（長崎刑）の獄中闘争を支え、かつ彼らを一日も早く奪還するとともに、CTS阻止闘争を現実的環とする闘いの新たな始動へ向け、この間の様々な教訓を点検しつつ大胆に歩を進める決意です。最後に我々は、本日、沖繩・支持する会の仲間とともに沖繩現地で紀元節粉碎闘争を闘い抜きます。勝利の日まで、ともに闘いぬきましょう！

戦犯天皇糾弾！

天皇制、天皇制イデ攻撃粉碎！

2. 11紀元節粉碎！

CTSタンク着工阻止！

日米軍事基地撤去！

ひめゆり戦士知念・小林両同志

即時奪還！

1978年2月11日

75・7・17

皇太子実力糾弾白銀闘争団

文治 博城 金川  
純野 川

## 三里塚 反対 同盟 アピール / 北原 事務局 長

二・一 紀元節粉砕ノ 総決起集会に集まられた闘う労働者・学生・すべての皆さんに、この日をわが反対同盟は闘う紀元として挨拶を送りたいとおもいます。

今三里塚は十三年目の闘いに突入しました。北総台地の一角には、連日にわたり国家権力機動隊との決戦がつづけられつつあります。この集会をつうじて私達は、とくに沖繩と三里塚との関連について申しのべたいと思います。

七五年、七月一七日、独繩の姫百合の塔において、我が同盟とともに闘ってきた同志が、アキヒト・ミチコの沖繩上陸に火炎ビンをサク裂させた。

自らの行なってきた日本国民を戦争の渦中に追いこみ、何十万という人達を地獄に送った首謀者であり戦争責任者であるこの二人が姫百合の塔にもうでる事で自分の罪が消えるとも思っているのか！ 裁かれなければならないのは天皇であり、その事は沖繩の人民のすべてが知りつくしている。空涙をうかべ、自分の正当化をはかろうとした事に対し、沖繩「県」民、そして天皇制をもつて沖繩「県」民を悲惨のどん底にたたきこんでいった怒りをもってその報復が火炎ビンとなつてサク裂したのだ。この姫百合・白銀の闘いはもつとも英雄的闘いであり、我が反対同盟は国家権力と闘う中でこの戦士を心から支援し敬意を表するものであります。

沖繩が六年前沖繩「県」という「県」名にかえて「返還」された。むしろそれは「返還」ではなくて、基地強化の中で欺瞞的「返還」が行なわれた事が、後日米軍等の活動によって沖繩がふたたび戦争の基地として強化されつつある事にあらかであります。

昨年米國は「沖繩IIストロングポイント」と発表しました。昨年沖繩を訪れた時に、カデナ基地を視察し読谷村の人達やカデナの人達と交流をかわす中で、基地が強化されたと言う事を目で見、交流の中ではつきりと確認しました。実態が以前にもまさる基地である事、原爆をたくわえた秘密の貯蔵庫があるという事もカデナ基地の周辺に住む人達は私に細かく説明してくれました。

この紀元節と言うものは、ふたたび軍靴の足音が日本にヒシヒシと押しよせてくる紀元節復活であるという事が明らかであると思います。又三里塚につくられる空港も決して国際空港と言うバラ色のベールに包まれたものではありません。四六年成田市議会において、「ここにつくられる空港は軍事空港であるのか、国際空港であるのか」と議会において質疑応答がなされた中で、当時の今井総裁を呼んで「軍事基地でないならば、軍事基地でないような念書を入れる」という事で、空港公団の今井総裁に市がせまつたわけです。その時に総裁は「絶対に軍事空港ではない」という念書を四六年に入れております。所が開港が廃港か年度内開港を許すのかという反対同盟と支援との激

烈な闘いの中で、現在空港公団に対し米國は軍事郵便施設を空港内に設けるといふ事が表面に出ています。国際空港といつてもそれは、安保条約―日米地位協定がある限り日本のおかれた立場。すなわちい

わゆる米國の平和の為に優先的に港という港をかさなければならぬと言ふ条文があります。そのようなギマンとベテンとそういうものによつて、今ひた走りに走る体制側の方針が増々鮮明に出さざるをえない状況下にあります。沖繩に作られている基地は、いつもアジア侵略に使われる基地としてあるし、三里塚につくられる空港も戦争に提供する空港として今つくられつつある事が増々明らかとなつています。反対同盟は、年度内開港粉砕ノ のために全国に檄を發し大方針を出しました。三月一日備蓄輸送阻止ノ 3・26 テープカット粉砕ノ 4・2 年度内開港粉砕ノ このはりつけ闘争を3・26から4・2にかけて全総力をあげて闘う決意であります。

さる2月6日、横堀につくられた我が闘いの砦が国家権力機動隊―空港公団によつて撤去されました。この鉄塔そのものを撤去する法的理由は何も無いにもかかわらず、航空法第49条刑事罰適用をもつて撤去していった。

B・C滑走路、この工事は今だ何ら手がつけられずいつ完成するのか見通しない中で、この中に立てられた鉄塔を、航空の侵入面において危険だからという事で、撤去に入つたわけです。しかも4千メートル一本で開港するならば、何ら横風の滑走路はできていないのだから、危険もなければ関係もない。それを法的根拠もない中で撤去したという事は、三里塚闘争のこれからの闘いの勝利をめざす大きな位置付けとして我々はうけとめています。権力側が、この反対同盟・

支援の闘いを恐怖するあまりに行なつてきた暴力的権力をもつた弾圧以外の何ものでもない事が明らかであります。むしろこの機会を、この闘いをもつて、我々はバネとして、再度年度内開港粉砕へ向けて立ちあがり闘う決意であります。

紀元節粉砕集会に結集されたみなさんは、三里塚の闘いも姫百合・白銀四戦士の闘いも偉大な闘いとして支援すべきではないかと考えています。三里塚もこれにつづくものとして、三里塚の勝利は沖繩の勝利につながる事を確信しております。これからも私達は全国の闘う労働者、学生農民、地域闘争を闘い抜く、戦争に反対する人達とともに、三里塚空港を粉砕して必ず廃港におこむ闘いを展開していく決意であります。

本集会にあつまられたすべてのみなさん！日本の新しい時代をつくるために、私達はうでをこまねてはいられません。

今の政府体制をまったく打仆して、労働者の真の解放と、農民の土地収奪、農民政というものを、我々の手ににぎるべく三里塚芝山連合空港反対同盟は勝利をめざし、闘い抜くでしょう。

一九七八年 二月十一日

三里塚芝山連合空港反対同盟

事務局 長 北原 敏治

### 三里塚反対同盟アピール

2. 11 紀元節建国記念日粉砕集会にお集りのすべての仲間の皆さん。共に闘う三里塚より堅い連帯の御挨拶をおくりたいと思います。

三里塚芝山連合空港反対同盟は開港か廃港か年度内開港を許すのか否か、一九七八年今年こそはその正念場にたつた決戦の年であると位置づけております。

昨年は5・6 鉄搭抜き打ち撤去、5・8 東山さん虐殺、又おしつまつて12・27、故よねばあちゃんの耕作権をめぐる空港公園と裁判所として警察との三者一体となつた日没後の土地収用法にもとづかない違法な代執行。といくつかの国家権力の無暴さをむきだしにしての農民弾圧の年であつたと思います。

しかるに又もや2・6 反対同盟が岩山の鉄搭跡に第一の要塞を建設し、そしてB滑走路予定地の南たんに着工中の第二要塞を航空法違反容ぎで検証しようとして立ち入り、要にたてこもつていた反対同盟の農民支援に対して、○七度の中で放水作戦又ガスだんで強行作戦をおこない半殺しにして(たいほ)して行くとうぼうぎよよできたけれど、それは火に油をそいだ様に満天下に三里塚の反対同盟は敢然と勝利した事をしめました。

又三里塚に一滴の燃料もはこばせないとい決意も固くジェット燃料貨

車輪送阻止闘争を一四〇〇名の組合員がうって一丸となつてあらゆる攻撃をはねかえして闘う千葉勤労の皆さんと、又差別の中を生きぬいて十四年間獄中で闘ひつづけている石川さんを支える人達と共に、又三里塚の闘いを吾が闘いとして関西新空港絶対反対でたたかう西の三里塚の皆さんとあらゆる地区の皆さんと平和な社会をのぞんで争いのない社会をつくるため、あらたなる決意で人を殺しても空港をつくらうとする政府権力の無法を絶対に許してはならないと思います。

共に命あるかぎり闘ひませう。

これで三里塚婦人行動隊よりの決意の表明をおわります。

三里塚芝山連合空港反対同盟婦人行動隊

郡 司 と め

### 狭山闘争中央本部よりのアピール

テンノウハ センゼンセンゴラツラヌイテヒサベツブラクミンノダイキョクニイチシ キゾクアレバセンミンアリトイワレ サベツノガシキョウトナツテキマシタ セイジケイザイテキキノフカマルナカテンノウセイフアズムニムカウニホンテイコクシユギノモトデブラクサベツハヨリキョウカサレ サヤマサベツサイバンノキョウコウニソレハタンテキニシメサレマシタ ワレワレハサヤマトウソウラハジメゼンジンミンノタカカイニサラニチカラソソギ ブラクカンゼンカイホウ ニンゲンノカイホウニムケゼンシンズルケツイヲオツタエシアイスツニカエサセテイダキマス

ブラクカイホウドウメイチュウオウサヤマトウソウホンブ

### ▲アピール▼

### 3. 11 琉球処分百年弾

### 天皇制・天皇制イデオロギー攻撃粉砕！ 関東大集会

天皇制・天皇制イデオロギー攻撃粉砕！ 沖縄解放！ にむけ闘い抜いている皆さん。

沖縄「返還」より6年、海洋博・皇太子沖縄上陸より3年今や日本帝国主義は天皇制・天皇制イデオロギー攻撃を全面におしたてて、侵略反革命前線基地強化に向けて沖縄プロレタリア人民の一切の反撃を破壊すべく、沖縄の暴力的統合を急激におし進めてきています。

くしくも本78年は明治琉球処分百年にあたり、私達はこの百年を貫く日本帝国主義の首尾一貫した野望とその支配のやり口をつかみだし、現在の日本帝国主義の侵略反革命との対決へと我々の闘いをとき放つていかねばなりません。

一八七九年(明治十二年)三月、武器を持たない沖縄に処分官松田道之は、歩兵大隊四百・警察官百六十余の武力を従え令達をもって処分を強行した。

明治政府によつて暴力的に敢行された琉球処分は、日本帝国主義のアジア侵略が一八九四年日清戦争へと帰結していく中の踏み石としてあつたことを、まず我々は踏まえておかねばなりません。

この処分が決して封建的支配からの解放などではなく、帝国主義の時代における侵略反革命とそのもとの暴力的な差別抑圧支配であつた事を、現在までの百年の歴史からつかみとり、またその中で果敢に闘い抜かれた沖縄「本土」プロレタリア人民の決起から、今の時代

へと立ち向から武器を汲みあげねばなりません。

何より「征台論・征韓論」の胎頭の中できつとりわけ一八七一年台湾遭難事件を口実とした「台湾征伐」(一八七四年)を背景にしていた事、又来たるべき清との侵略反革命戦争へ向けた、「分島問題」を見るまでもなく処分であり支配であつた。以降第一次大戦から沖縄戦へと至る過程は日本帝国主義の血ぬられたアジア侵略反革命の歴史であり、かかる中で沖縄への歴史的な踏み石としての差別抑圧支配が天皇制・天皇制イデオロギー攻撃を要に、遂には「本土」プロレタリア人民同様侵略反革命戦争への沖縄プロレタリア人民の動員として結果した事を私達は見ておかねばなりません。

七五年海洋博・皇太子沖縄上陸、昨年五・一八沖縄公用地法五ヶ年延長と攻撃をおし進めてきた日本帝国主義は、「復帰協」運動の分解以降の社共・社大党の補完物化と、かたや基地との直接対峙を担う部分に対しての米軍自衛隊警察をおしだしたむきだしの組織破壊と暴力的封殺をもつて、増々沖縄を侵略反革命前線基地として打ち固めるべく沖縄支配を強化しています。

昨年五月反戦地主の中央闘争への決起に対する帝国主義者・社共ともどもの敵対、七・一七姫百合―白銀戦士に対する控訴棄却として、官僚・警察機構の強化、とくに官僚警察官の本土からの派遣・洗脳と社会排外主義者の取りこみにより、又沖縄から沖縄プロレタリア人民



を叩き出しつつ、沖縄プロレタリア人民の反革命包囲封殺がなされて  
います。

CTS軍事燃料基地着工、キセンバル実弾演習一ヶ月サイクル化、  
更には三・七よりの米韓合同軍事演習「78チームスピリット」等、朝  
鮮半島に向けた基地の強化により沖縄は増々「基地とCTSと『買』  
春観光の島」へと作りかえられんとしています。この侵略反革命前線  
基地の暴力的維持を中心とした沖縄支配は、天皇制・天皇制イデオロ  
ギー攻撃を頂点に侵略反革命戦争への沖縄プロレタリア人民の再動員  
にむけ、社共を従え皇民化攻撃と同時に沖縄プロレタリア人民への差  
別分断として打ち下ろされています。

とりわけ2・11紀元節を巡る右翼天皇主義者の跳梁とこれへの「政  
府お墨つき」は、この事を鮮明に浮きぼりにするものです。

すべての闘う同志の皆さん！

私達沖縄プロレタリア人民と「本土」プロレタリア人民は、かかる  
日本帝国主義の野望に対し、歴史的な差別と分断の壁を相方から突破  
し、国際労働運動の勝利にむけプロレタリア人民の団結を一層強化し、  
闘い抜いていかねばなりません。朝鮮人民の南北祖国統一に応える為  
にも、安保粉砕！ 沖縄侵略反革命前線基地粉砕！ 天皇制・天皇制  
イデオロギー攻撃粉砕！ を共通の旗印に、沖縄「本土」貫いた沖  
縄解放闘争をかちとる事は、重大な任務になっています。

この三・一一硫球処分百年弾劾！ 総決起集会をその着実な一歩と  
してともに打ちたてていかねばなりません。

主 催 3・11集会実行委員会

呼びかけ 新里金福

知念政光

関東、沖縄解放同盟

関東・7・17皇太子沖縄上陸阻止・

戦犯天皇決死糾弾闘争を支持する会

## 一〇、三一姫百合―白銀高裁判決に対する抗議声明！

七五年七月一七日、糸満市の白銀病院前と姫百合の塔に於いて「海  
洋博粉砕！ 皇太子来沖阻止！」の広範な闘いの一環として、空前の  
敵戒体制を打ち破り、沖縄戦戦没者の無念さをしっかりと受けとめ、  
その復讐と糾弾の怨念の一撃を、戦犯天皇ヒロヒトの後継者たる皇太  
子アキヒト等に叩きつけ、彼等を恐怖のどん底に叩き込んだ。沖縄―  
「本土」四青年、知念功、小林貢、金城博文、川野純治君の闘いは、  
その創意性、歴史的正当性、及び徹底さゆえに沖縄民衆の反戦平和の  
魂を根底からつき動かし、広範な支持と共感をまきおこして完全に勝  
利した。

そして、四君の歴史的闘いに啓発され、その糾弾状の内容に賛同し、  
闘いの意義を支持し、発展させるべく沖縄―「本土」を貫ぬく「戦犯  
天皇決死糾弾！ 皇太子沖縄上陸阻止闘争を支持する会」が直ちに結  
成された。

四君の闘いによって、そのどす黒い正体を暴露されたヒロヒトの、  
七五年九月訪米前後に於ける十五年戦争に関する居直り、肯定的発言  
を見るまでもなく、朝鮮侵略戦争へ向け沖縄に於いて「公用地法」の  
強行延長、CTS建設等日米軍事基地の再編強化が強行され、七六年  
六・二三日本軍自衛隊の摩文仁丘行軍、七七年六・二三天皇の県慰  
霊祭への「献花」、「那須発言」等々に見られるように、最後の切札  
としての天皇性（イデオロギー）攻撃の全面化により、労働者人民の

差別、排外主義への統合攻撃が強化されている現在、天皇（制）の戦  
争責任の重大さと、その戦争犯罪の徹底糾弾の必要性はますますあき  
らかとなっている。

支持する会は、那覇地裁宮城安里裁判長の機動隊常駐体制下の強権  
的訴訟指揮と、保釈を一切認めない長期勾留と肉体抹殺攻撃にもめげ  
ず、非転向を断固貫徹し、姫百合―白銀の統一公判をかちとり、戦犯  
天皇の鎗子たる皇太子等の法廷への喚問、沖縄戦の真相糾明を要求し  
て闘っている被告団の方針を実現すべく、知念幸栄、上間瑞穂両弁護  
士を先頭とする弁護団と一体となって公判闘争を押し進めてきた。

又、地方では、数度に及ぶ南部戦跡への現地調査活動を大衆的に組  
織し、さらに姫百合部隊の生存者や沖縄戦体験者との交流を積み重ね  
て沖縄戦の追体験をかちとり、その歴史的、今日的意義を分析する中  
から、あの住民二〇数万、日本軍一〇万近くの犠牲者を出した沖縄戦  
こそは、他ならぬ天皇性護持が唯一の目的であった戦略持久戦（時間  
かせぎ）、すなわち天皇の為の捨て石戦であったことを学びとり、戦  
犯天皇糾弾の四君の確信と怒りを具体的に確認していった。

これに対し、沖縄戦と天皇制の関係について、その恐るべき陰謀の  
事実が公判の過程で暴露され、沖縄民衆の反戦平和の闘いが、さらに  
反天皇性へとつき進むことを恐れた検察側は、四君の闘いを、沖縄戦  
も、天皇（制）も、さらには、直接の攻撃目標となった皇太子等もま

つたく存在しない。公務執行妨害罪、火炎ビンの使用等の処罰に関する法律、礼拝所不敬罪という、まったく許しがたい天皇(制)隠しの一般刑事事件として葬り去ろうとした。

そして、検察側の天皇(制)隠し策動に同調し、早期結審、重罪判決を狙う裁判所側に対し我々は、被告、弁護団の意見陳述、検察側証人への的確な反対尋問、あるいは証拠書籍等の提出によって沖繩戦と天皇(制)の密接な関係について大胆に暴露し、さらに、平良修、北原敏治、大城昌夫、知念裕子、大城純夫氏等六名の証言を実現させ、

二〇数回に及ぶ公判をかちとつて、その目論見を破綻させたのである。このように、二年近くに及ぶ不当勾留||転向強要にも屈せず、ますます天皇制(イデオロギー)攻撃粉碎の情熱を打ち固めて闘い抜いている四君を始めとする、弁護団、支持する会の気迫に圧倒され、恐怖を感じた宮城安理は、七七年三月三〇日、天皇制裁判官としての憎悪をこめて、歴史的事実たる天皇の戦争責任糾弾の闘いを、「思想の自由」の問題へと解体しつつ、「再犯のおそれなしとしないので……」として、金城、川野両君に公妨で一年半、知念、小林両君に火炎びんの使用等や礼拝所不敬罪で二年半の実刑判決を、期日までに判決文すらまともに作成できず、口頭のみで言い渡して早々に東京地裁へ逃亡したのである。

これに対して我々は、一審判決は、一、皇太子、同妃、屋良前知事等の直接的当事者不在の、まことに奇怪な天皇(制)隠しであり、二、礼拝所概念や沖繩戦について多角的に明らかにすべく行なつた証人申請をことごとく却下した事実審理抜き違法不当な判決であるとして、直ちに高裁へ控訴した。

ところが、一審に於いて天皇(制)隠しに終始した検察側は、我々によって沖繩戦の内実と天皇の戦争責任が徹底的に暴露され、しかも頼みとする宮城安理までがそれに音をあげて、ついに、天皇の戦争責任問題については広範な議論があり、被告等がその是非を論ずること

は、「思想の自由である……」と認めざるを得なくなつてしまつた現実に驚ろき、居直つて方針を一八〇度転換し、露骨な天皇制(イデオロギー)攻撃に出て、四君の闘いは、一、憲法で定められた天皇(制)への冒とくである。二、皇太子は皇位を継承する特別に重要な地位であり、これへの攻撃であるとして天皇不敬罪に等しい重罪を科すことを要求して控訴したのである。

福岡高裁那覇支部の門馬良夫裁判長はこれに対し、まったく無茶苦茶にも、天皇制論議回避の為に全証人申請、被告人質問却下の下にたつた二回、正味二五分間の公判で双方の控訴を却下し、礼拝所不敬罪の認定に関しては、村上重良、川満信一氏等四人の関連証人却下を隠蔽しつつ、一審での平良修氏(キリスト者)の証言を悪用し、「特定の宗教、学派を保護するものではない。」と公正中立を装いながら、実質的には「被告人等の本件所為は、姫百合学徒等の霊を冒とくする悪らつ極まりない所業……。」と決めつけ、金城、川野君等の控訴期間中の未決算入をゼロにするという、前例を見ない反動的な判決を下した。

双方の控訴却下という、一見公正中立さを装つたこの判決は、実は検察側の控訴趣意書を全面的に受け入れ、天皇の戦争責任の清算、沖繩戦の聖戦化、沖繩のアジア侵略への前線基地化、アジア侵略戦争体制構築を狙つたきわめて政治的な判決であり、絶対に許すことはできない。

ここに至つて我々は、一、四君は一部の例外を除いて七・一七以来

二年以上にわたつて保釈を許可されず、実刑先取りにも等しい、超長期不当勾留||転向強要攻撃をかけられており、金城、川野君等に対する高裁判馬の未決算入ゼロ判決に見られるように、この上さらに上告期間中も未決算入ゼロの不当勾留が続けば、実質的な刑期の延長が強行されることであり、四君の精神的、肉体的忍耐力の限度を越える恐れがあつて危険であり、早期奪還が必要である。二、一審、二審を通じて七・一七闘争の意義と天皇の戦争責任等については、全面的に暴露しきつてきた。しかしながら、一審から二審へと上級審に進むにつれて証人申請却下等に見られるように、裁判所の天皇制論議回避の姿勢はますます明白となつており、最高裁の頂点とする司法の反動化、右傾化が進むなかで、これ以上、法廷に於いて天皇制や礼拝所不敬罪等について糾明され、事実審理が行なわれる可能性はほとんどない。三、従つて我々は、原審、高裁判決に絶対に承服できるものがないが、むしろ我々に今問われていることは、裁判闘争の中で獲得した成果を様々な反天皇制闘争の中に大胆に持ち込み、それを強化、拡大し、天皇制(イデオロギー)攻撃と闘う広範な戦線を構築することであり、それへ向けて新たなる第一歩を踏みだすことを決意表明して、上告という戦術をとらないことの意志表示と、高裁判決への抗議声明とする。

一九七七年十一月十四日(月)

沖繩解放同盟(準)

共産主義者同盟(戦旗派)

戦犯天皇決死糾弾、皇太子沖繩上陸阻止闘争を支持する会

### 弁護団声明

一、本件は、明らかに天皇裁判として位置づけられる事案である。しかし、検察官は公訴提起の段階から、白銀事件は単に公務執行妨害、姫百合事件は礼拝所不敬とし、罪名のすりかえをした。

二、裁判所も、強行に職権を発動し、法廷に於いて天皇の戦争責任が追及されることを阻止し、病気で一時保釈の知念を除き、勾留を継続したまま実刑判決をもつて被告人の封じ込めをはかつた。

三、控訴審に於いては、裁判とは名ばかりの一切の審理を拒否し、被告人の発言を許さず、弁護側の立証を却下し、結審の上、原審支持の判決をした。

四、弁護団としては、かかる判決に承服できない。しかし、長期勾留の被告人の犠牲において上告審を闘うことは無理であると考え、なぜならば、裁判所の結果は明らかであるからである。

昭和五十二年十一月十四日

弁護人 上間 瑞穂  
同 知念 幸栄

姫百合―白銀反天皇(制)裁判闘争総括パンフ作成。  
獄中闘争支援のために、圧倒的カンパを要請します。

連絡先 沖繩、那覇市東郵便局私書箱二〇四六

支持する会 宛

関東「7・17皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇決死糾弾闘争を支持する会」  
連絡先 東京品川郵便局私書箱6号  
カンパ 200円